

チ) 那覇市波の上ビーチ広場

指定管理者：社団法人 那覇市観光協会

・施設の概要

「旭ヶ丘公園（総合公園）」の一部施設である「広場」が「波の上ビーチ広場」として指定管理対象とされている。

なお、「波の上ビーチ」は那覇市（観光協会）の指定管理対象外であり、那覇港管理組合の管理となっている。

以下は、旭ヶ丘公園（直営）の概要である。

項目	内容
所在地	那覇市若狭1丁目24番地1号
所管課	那覇市建設管理部公園管理課
供用開始年月	昭和51年7月1日
設置目的	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
設置根拠条例	都市公園法 第2条の2
主な施設種類	遊具、便所
敷地面積（公有財産表）	39,301.00 m ²
延床面積（公有財産表）	319.03 m ²
施設取得費	1,466,900 千円
開館時間	
休館日	
利用料金等	

施設の特徴	波之上は、明治の頃から沖縄でも代表的な海水浴場で知られ熱帯魚が群れ海棲生物が豊富であった。また、この地は由緒ある霊域でもあり、元旦には、参拝者で賑わった。第二次大戦で焼土と化しその後不法建築物が建ち並び環境上好ましくない状態になる。昭和 26 年米軍の接収地開放に伴い、昭和 29 年 5 月 31 日付、那覇市施工の戦災復興土地区画整理事業(那覇市第 1 区)が区域決定し事業着手され、区画整理法による換地計画のなかで公園の整備改善が図られる。昭和 31 年 3 月 23 日の都市公園として決定し、昭和 45 年 4 月 11 日那覇市都市公園条例が制定され、同年 6 月 25 日整備工事が完了し使用開始される。昭和 46 年 11 月 15 日区画整理事業による換地処分が決定し、昭和 51 年 7 月 1 日、都市公園として設置し供用開始され、現在、総合公園として市民に最も利用されている。
-------	---

・指定管理者の概要

指定管理者名	社団法人 那覇市観光協会
代表者名（市との関係）	佐久本 武
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日から 平成 27 年 3 月 31 日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	本会は那覇市及びその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与し、併せて公益に資することを目的とする。
設立年月	昭和 31 年 10 月 5 日
事業内容	1. 那覇市及びその周辺の観光資源の保護、開発及び利用の促進 2. 観光関係従業員の指導育成に関すること 3. 観光観念の普及 4. 観光客の誘致並びにその接客改善 5. 観光の宣伝並びに講演会及び展覧会の開催 6. 観光催物の企画並びにその実施 7. 観光に関する出版物の観光及び育成指導 8. 特産品、土産品等の宣伝及び育成指導 9. 観光事業関係機関並びに団体との連絡協調 10. 観光事業の調査研究 11. その他本会の目的達成に必要な事項
指定管理業務の内容	1. 利用の禁止、制限及びビーチ広場の秩序維持 2. 制限行為の許可及び利用許可 3. 利用料金の収受及び免除

	4. 施設の維持及び修繕 5. 清掃及び草刈・剪定等の美化及び衛生的環境の確保 6. 電気料金、上下水道料金等の支払い 7. その他上記業務に付随する業務 8. 自主事業の実施
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	1. 利用の禁止、制限及びビーチ広場の秩序維持 2. 制限行為の許可及び利用許可 3. 利用料金の収受及び免除 4. 施設の維持及び修繕 5. 清掃及び草刈・剪定等の美化及び衛生的環境の確保 6. 電気料金、上下水道料金等の支払い 7. その他上記業務に付随する業務
指定管理者制度の導入効果	那覇市波の上ビーチ広場指定管理者の基本的な業務である①市民の平等な利用の確保、②ビーチ広場の効用の最大限の発揮と経費の縮減、③安定した管理運営を適正に遂行している。
平成 24 年度指定管理料	5, 7 0 0, 0 0 0 円
利用料金制の採用の有無	有（シャワー料金）
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	2 7 （2）	2 7 （2）	2 7 （2）	2 7 （2）	2 6 （2）
監事（内、市関係者）	3 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）	2 （0）
合計（内、市関係者）	3 0 （2）	2 9 （2）	2 9 （2）	2 9 （2）	2 8 （2）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
非正規職員数（内、市職員数）	4（0）	4（0）	3（0）	4（0）	2（0）

1. 監査の結果と意見

(1) 指定管理者の財務状況について

那覇市波の上ビーチ広場は、那覇市観光協会が指定管理者に選定されている。同協会は、那覇市及びその周辺地域の観光事業の振興を図り、地域文化の向上及び経済の発展向上に寄与することを目的に昭和 31 年に設立された一般社団法人であり、指定管理者に応募した直前期である平成 23 年 3 月期の財務状況は、概ね以下のとおりである。

那覇市観光協会 (H23. 3. 31期)	
正味財産増減計算書	単位：千円
経常収益	182,779
受取会費	13,468
広告収益	6,992
シャワー・公園使用料	1,885
旅行業手数料	1,115
事業受託金	90,441
受取補助金	68,020
雑収益ほか	857
経常費用	190,581
うち事業費	144,072
賃金	47,802
法定福利費	12,965
報償費	4,257
旅費・通信運搬費	3,211
消耗品費	4,906
印刷製本費	11,582
光熱水費	3,568
広告料	7,373
委託料	36,648
賃借料	7,770
その他事業費	3,990
うち管理費	46,509
人件費	38,037
需用費・会議費	8,472
当期正味財産増減額	△ 7,802
一般正味財産期首残高	13,772
一般正味財産期末残高	5,970

那覇市観光協会 (H23. 3. 31期)	
貸借対照表	単位：千円
流動資産	27,049
現金預金	14,663
未収入金	11,248
その他	1,137
固定資産	22,868
特定資産定期預金	20,801
その他固定資産	2,067
資産合計	49,918
流動負債	32,145
未払金	21,228
未払費用	7,393
その他	3,523
固定負債	11,801
退職給付引当金	11,801
負債合計	43,947
正味財産	5,970
負債・正味財産合計	49,918

経常収益は 182 百万円であり、波の上広場の指定管理料 5,701 千円に係る収入依存度は 3.1%程度にとどまる。

ただし、収益規模に比べ正味財産は 6 百万円に満たない。同協会の財務の健全性については、波の上ビーチ広場の指定管理業務におけるサービスの質に影響を与えることのないよう、継続して留意を要する。

(2) 波の上ビーチ広場に係る収支の状況について

平成 24 年度的那覇市波の上ビーチ広場に係る指定管理料は 5,701 千円であり、利用料収入等を含めた一般事業収入の規模は 6,387 千円にとどまる。これに対し、主に売店収入やバーベキュー収入からなる自主事業収入は 9,943 千円であり、一般事業の 1.5 倍以上の水準にある。同広場に係る収支の状況を、一般事業・自主事業の別に示すと以下のとおりである。

波の上ビーチ広場管理
収支計算書 (H25. 3 月期)
(一般事業)

単位：千円

事業活動収入	6,387
シャワー使用料	389
公園使用料	298
指定管理料収入	5,700
事業活動支出	8,168
賃金・法定福利費	1,042
消耗品費	165
修繕費	615
光熱水費	3,462
委託料	2,758
その他事業活動支出	126
当期収支差額	△ 1,781

波の上ビーチ広場
収支計算書 (H25. 3 月期)
(自主事業)

単位：千円

事業活動収入	9,943
売店売上収入	9,749
コインロッカー収入	194
その他収入	0
事業活動支出	7,814
賃金・法定福利費	1,053
売店事業費	5,862
修繕費	0
消耗品費・什器備品費	631
広告料・手数料	193
その他事業活動支出	75
当期収支差額	2,129

上表に示すように、事業の採算についても一般事業より自主事業が勝っており、一般事業における当期収支差額△1,781 千円を自主事業の収支差額 2,129 千円で、埋め合わせる結果となっている。この傾向は、每期継続してみられる構造的なものである。

バーベキュー・売店 利用件数の推移
単位：件

年 度	バーベキュー	売 店
H20年度	255	17,056
H21年度	272	16,107
H22年度	206	13,653
H23年度	177	13,817
H24年度	203	15,528

なお、平成 24 年度の自主事業は、平成 23 年度に比べ、1,741 千円の増収であり、当期収支差額も 1,306 千円増加している。これは左表に示すとおり、採算のよいバーベキューの利用者や売店利用客を増やした結果であり、2 年連続して減少していた利用実績を回復させた、指定管理者の一定の経営努力を反映したものと認められる。

【意見】

本来、自主事業の黒字は、指定管理者としての業務を継続・発展させるうえで、事業者のインセンティブとして働くことが期待される。これに対し、波の上ビーチ広場における自主事業は、なかば恒常的に、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと捉えられる。

本来は、このような自主事業の働きに依存せずとも、同広場の管理・運営が適切になされることを前提に、指定管理料の水準が決定されることが望ましい。

ただし現実には、財政上の要請から指定管理料の算定に制約がかかることが避けられないとすれば、一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。これに関連する具体的な意見は次の（３）で触れる。

（３）一般事業のうち公園利用料(収入)、水道光熱費(支出)の水準について

平成 24 年度の一般事業における利用料収入のうち、ビーチ広場使用料は 297 千円である。これは年末から年初にかけて、前後の準備期間を含む全 7 日間にわたる、波の上ビーチ広場に出店するすべての事業者から徴収される使用料の合計である。

那覇市公園条例にて定められた使用料を、適正に徴収した結果であるが、年末年始における市民の盛況ぶり、出店者において稼得が予想される収益規模に比して、はるかに低い水準である。

また平成 24 年度の水道光熱費が、一般事業において 3,462 千円計上されており、例年ほぼ同様の水準の計上がなされている。ちなみに同年度におけるシャワー使用料収入は 389 千円であり、これに比してかなり高額である。原因として、大量の水の使用が予想される人工池の清掃(年 4 回)が考えられるとのことであるが、夜間などの不正使用等も疑われるのではないかと思われる。

【意見】

一般事業における収支差額を改善するためには、297 千円程度にとどまる広場利用料収入を増やす試みも有用であると思われる。現状は、那覇市公園条例にて定める利用料を収受しているため致し方ないが、過去には自主事業の増収を図るため、那覇市波の上ビーチ広場条例を改定し、売店やバーベキューの新事業を実施可能にしたこともある。

ビーチ広場の使用料も固定分のほか、出店者の収益にある程度連動した使用料の規程を設けるなど、増収を図るための可能性を検討する必要があると思われる。このような試みによっても、市民の参拝など、その便益に水をさすことにはならず、いたずらに出店事業者の利益を保護するよりも、増収分を指定管理者のサービスの充実をとおして、市民に還元することが有益である。

同じく一般事業における収支差額を改善するため、水道料の支出を減少させる方策も求められる。ビーチ広場周辺の水道について、不正使用などの状況を常に把握するのは

困難であり、一部で導入している自動停止式の蛇口への切替や、深夜帯における元栓の閉め切りなど、検討の余地がある。

また、大量の水が使用される人工池の洗浄作業について、どの程度の市民ニーズに基づくものか、検討する必要がある。年４回の洗浄によっても雨水などにより、比較的短期に汚れた状況になることも予想され、市民がその景観に親しむ利便はおのずと限られるものと考えられる。この状況を概ね把握し、例えば５月～９月をのぞくビーチの閑散期には人工池の貯水をやめる、人口池そのものを廃し他用途への転用を図るなど、洗浄の機会を減らす方策を検討する余地がある。

（４）指定管理業務の効率性について

那覇市観光協会は、波の上ビーチ広場の指定管理者のほか、平成 24 年度まで那覇港管理組合から選定を受け、隣接する那覇市波の上ビーチの指定管理者としての業務にも携わっていた。当該ビーチ（人工海浜・護岸）は那覇市の公の施設に該当しないが、那覇市が県、浦添市とともに出資する那覇港管理組合の所有となっている。平成 25 年度の指定管理者の選定において、観光協会は採算の見通しが厳しいことなどから応札を見送っており、他の事業者による共同企業体が指定管理者に選定されている。

したがって波の上ビーチ及び同広場は、各々別の指定管理者にて管理・運営が行われている状況であり、ホームレス対策や利用客の苦情対応など、別々の管理により、効率性や有効性が今までより低下する恐れがある。

協会がビーチの採算を厳しく判断したのは、従来、那覇市より 19 百万円程度の補助金を得て業務にあたっていたものの、平成 25 年度より、ビーチ隣接の駐車場収入など自主事業にて、業務を遂行することが求められたことによるものである。

【意見】

住民に対するより良いサービスをより低額な経費で実施するという指定管理者制度における本来の基本方針に照らせば、那覇市の公の施設に該当しない波の上ビーチに対し、補助金を見送ったのは、財政上は保守的な判断を行ったものとも捉えられる。

しかし、ビーチと広場との一体的な管理業務を行えないことで、利用者に対するサービスの効率や質の低下を招くことになると、本末転倒である。

今後数年間は、別々の指定管理者による管理体制となるため、この間、利用者の苦情対応やホームレス対策等、管理サービスの効率性が損なわれないか、利用者アンケートなどを通じて検討する必要がある。仮に、管理業務に懸念される状況が生じるようであれば、ビーチの指定管理者との協議を深めるなど、波の上ビーチ広場と波の上ビーチの管理業務の質や効率性を改善するために、両方の管理を一体的に行う方策が採れないか模索する必要がある。

また、波の上ビーチが、那覇市以外の住民や観光客にも広く利用されていることを前

提とすれば、市は那覇港管理組合の他の出資者とも協議の上、波の上ビーチにおいて効率的な管理を行うために、本来必要な指定管理者収入を設定しなくてはならない。あるいは他の出資者と協議の上、同ビーチの管理業務の品質を保つために必要な補助金を設定するなど、ビーチ管理業務における採算を確保できるようにして、那覇市観光協会など他の事業者が同ビーチの指定管理者の入札に参加できるような状況をつくる必要がある。



波の上ビーチ売店



波の上ビーチ

ツ) 那覇市立森の家みんな

指定管理者：沖縄自然環境ファンクラブ

・施設の概要

項 目	内 容																																		
所在地	那覇市首里儀保町 4 丁目 79 番地 8（末吉公園内）																																		
所管課	青少年育成課																																		
供用開始年月	平成 14 年 6 月 1 日																																		
設置目的	市内にある自然の中での野外活動及び集団生活を通じて、子どもたちの健全な育成を図るため。																																		
設置根拠条例	那覇市立森の家みんな条例																																		
主な施設種類	文化関連施設																																		
敷地面積（公有財産表）	1, 648. 89 m ² （一部公園と共用）																																		
延床面積（公有財産表）	1, 023. 16 m ²																																		
施設取得費	211, 152, 900 円																																		
開館時間	午前 9 時～午後 9 時																																		
休館日	火曜日。12 月 29 日～1 月 3 日																																		
利用料金等	（1 人 1 泊） ① 学生以下…市内：2 0 0 円 市外：3 0 0 円 ② 一般…市内：4 0 0 円 市外：6 0 0 円 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">6時間未満の利用（1時間あたり）</th><th colspan="2">6時間以上の利用</th></tr><tr><th>市内</th><th>市外</th><th>市内</th><th>市外</th></tr><tr><td>研修室(大)</td><td>500円</td><td>750円</td><td>3, 000円</td><td>4, 500円</td></tr><tr><td>研修室(小)</td><td>300円</td><td>450円</td><td>1, 800円</td><td>2, 700円</td></tr><tr><td>ちゅう房</td><td>500円</td><td>750円</td><td>3, 000円</td><td>4, 500円</td></tr><tr><td>宿泊室</td><td>200円</td><td>300円</td><td>1, 200円</td><td>1, 800円</td></tr><tr><td>リーダー室</td><td>100円</td><td>150円</td><td>600円</td><td>900円</td></tr></table>	区分	6時間未満の利用（1時間あたり）		6時間以上の利用		市内	市外	市内	市外	研修室(大)	500円	750円	3, 000円	4, 500円	研修室(小)	300円	450円	1, 800円	2, 700円	ちゅう房	500円	750円	3, 000円	4, 500円	宿泊室	200円	300円	1, 200円	1, 800円	リーダー室	100円	150円	600円	900円
区分	6時間未満の利用（1時間あたり）		6時間以上の利用																																
	市内	市外	市内	市外																															
研修室(大)	500円	750円	3, 000円	4, 500円																															
研修室(小)	300円	450円	1, 800円	2, 700円																															
ちゅう房	500円	750円	3, 000円	4, 500円																															
宿泊室	200円	300円	1, 200円	1, 800円																															
リーダー室	100円	150円	600円	900円																															
施設の特徴	自然体験活動及び環境教育、集団宿泊生活を行う																																		

・指定管理者の概要

指定管理者名	沖縄自然環境ファンクラブ
代表者名（市との関係）	藤井晴彦
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	自然に関する活動を行うことにより、沖縄本来の自然を理解し、回復することを目的とする。
設立年月	平成 19 年 6 月 20 日
事業内容	自然観察会の実施、学習会・ワークショップの開催、出版・物販、自然に関する環境教育の普及・実施
指定管理業務の内容	1 利用許可等に関する業務、2 自然体験活動及び環境教育に関する事業、3 集団宿泊生活に関する事業、4 森の家の維持管理に関する業務、5 自主事業、6 報告業務、7 その他の業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	森の家のみんな管理運営業務
指定管理者制度の導入効果	森の家 みんな条例第 16 条第 1 項第 2 号「事業計画書の内容が森の家の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。」となっているが、経費縮減の効果としては、顕著な効果はない。
平成 24 年度指定管理料	11,150,000 円
利用料金制の採用の有無	有り
公募・非公募	公募

・役員数の推移

（単位：人）

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	3 人（0 人）	3 人（0 人）	3 人（0 人）	2 人（0 人）	2 人（0 人）
監事（内、市関係者）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）	1 人（0 人）
合計（内、市関係者）	4 人（0 人）	4 人（0 人）	4 人（0 人）	3 人（0 人）	3 人（0 人）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数 (内、市職員数)	2 (0 人)	2 (0 人)	2 (0 人)	3 (0 人)	2 (0 人)
非正規職員数 (内、市職員数)	1 (0 人) 短期含まず	1 (0 人) 短期含まず	5 (0 人)	5 (0 人)	5 (0 人)

1. 設置の経緯について

所管課から入手した資料によると、設置の経緯等は以下の通りである。

1. 施設の沿革 (設置の背景・設置の経緯・運営経過等)

(1) 設置の背景

近年、子どもたちの自然体験や社会体験の不足が深刻な課題になってきている。かつては、自然との触れ合いや異年齢の交流など、日常的な遊びが、子どもたちの人間形成に重要な役割を果たしてきたが、今日の社会状況の変化に伴い、子どもたちにとってそのような遊びの機会や場が減少してきた。このため、意図的、計画的に、子ども達に様々な体験の機会を提供する必要性が生じてきている。特に平成 14 年度からは完全学校週 5 日制実施により学校休業日における家庭や子育てに対する支援の重要性が増す中で、当初 (平成 11 年度)、本市には子どもたちの宿泊研修施設が無く、青少年団体活動に支障をきたしており、子どもたちが自然に親しみ、集団宿泊生活や野外活動を通して、学校や家庭では得がたい体験をし、心身ともに健全な子どもたちの育成を図るための環境整備が急がれていた。

(2) 設置の経緯

①平成 11 年度：構想案の策定、調査

※ 構想 那覇市内に残された自然を活かし、子どもたちが自然体験・社会体験活動を行うための野外活動施設として、宿泊可能な研修施設を末吉公園内に建設する

②平成 12 年度：基本設計

③平成 13 年度：実施設計・建設、運営方針、条例等の整備

④平成 14 年度：6 月施設開所 (供用開始)

(3) 運営の経過

①平成 14 年度～平成 17 年度 民間団体及び特定非営利法人団体に管理委託

地方自治法第 244 条の 2 の一部改正（平成 15 年 6 月）

那覇市指定管理者導入に関する指針（平成 17 年 5 月）

②平成 18 年度 現在 指定管理者制度（平成 18 年度 平成 22 年度）

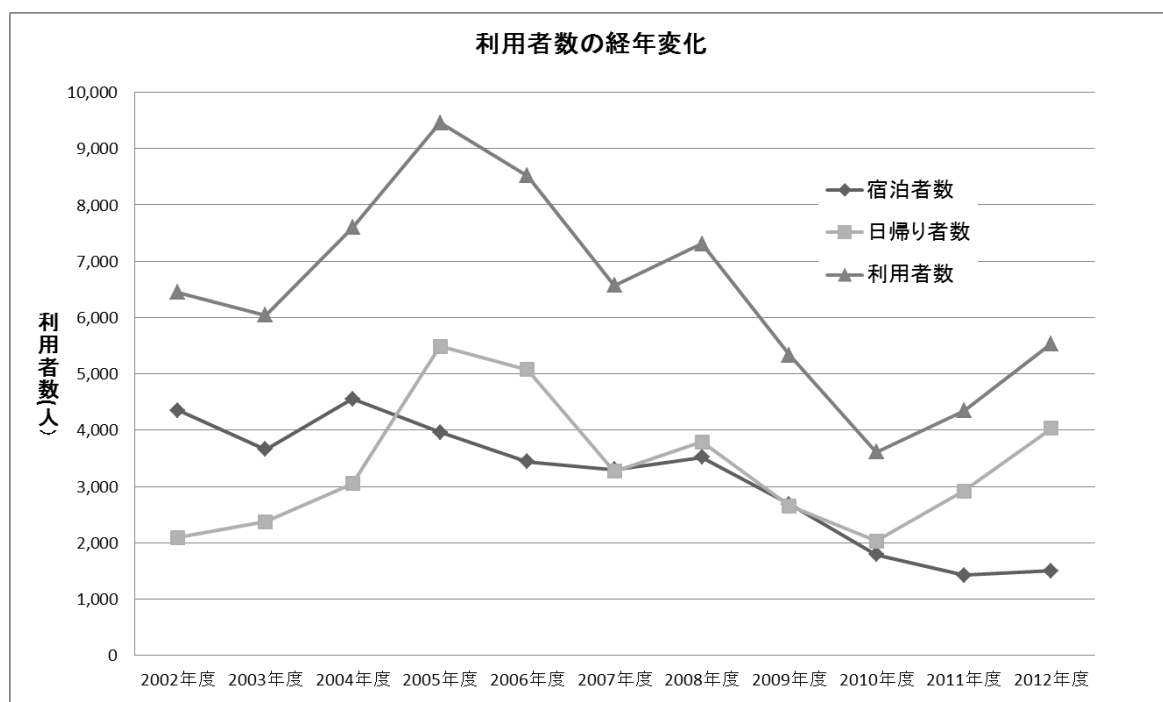
2. 監査の結果と意見

（1）利用状況について

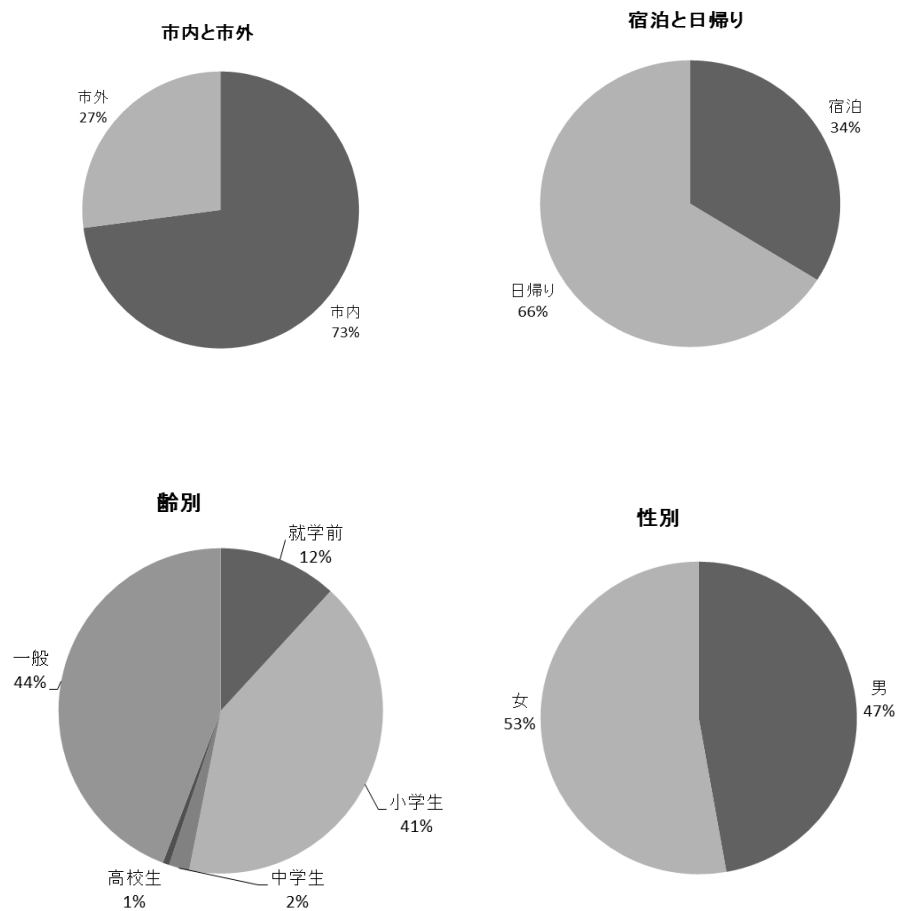
利用状況は以下の通りである。

（人）

年度	宿泊者数	日帰り者数	利用者数
2002 年度	4,354	2,093	6,447
2003 年度	3,661	2,377	6,038
2004 年度	4,552	3,048	7,600
2005 年度	3,965	5,491	9,456
2006 年度	3,441	5,076	8,517
2007 年度	3,298	3,270	6,568
2008 年度	3,522	3,790	7,312
2009 年度	2,684	2,651	5,335
2010 年度	1,786	2,029	3,614
2011 年度	1,423	2,918	4,341
2012 年度	1,877	3,655	5,532



(所管課資料より)



上記グラフからも分かるように、2012 年度（平成 24 年度）まで、利用者数は減少傾向にあり、平成 24 年度の日帰り者数は前年に比して増加しているものの、宿泊利用者数は、施設設置後、減少傾向にある。

また、平成 24 年度の利用者数 5,532 名の内訳については、市内が 73%、市外が 27%、また、宿泊は 34%、日帰りが 66%となっている。また、年齢別では、一般利用が 44%、残りの 56%は就学前児童等 12%、小学生 41%、中学生 2%、高校生 1%である。

（２）指定管理者の収支状況について

平成 24 年度の施設に係る収支状況は以下の通りである。

（単位：円）

	種別	予算額	収入額（決算額）	増減
収入の部	指定管理料	11,150,000	11,150,000	0
	利用料金収入	339,700	417,150	77,450
	自主事業	1,077,000	802,367	△274,633
	シーツクリーニング代	227,500	213,150	△14,350
	その他	1,218,653	779,052	△439,601
	収入合計	14,012,853	13,361,719	△651,134
支出の部	人件費	8,900,000	6,766,873	△2,133,127
	光熱水費	735,000	785,613	50,613
	管理費	3,441,853	3,764,887	323,034
	自主事業	935,000	380,537	△554,463
	租税公課	1,000	15,400	14,400
	支出合計	14,012,853	11,713,310	△2,299,543
収支差額		-	1,648,409	-

（※ 事業報告書を元に監査人作成）

【意見】

人件費については、予算 890 万円であるが、実績額は 676 万円となっており、予算を 213 万円下回っている。また、平成 24 年度の勤務体制については、事業報告書によると、常勤職員 2 名、非常勤職員 4 名の計 6 名体制であった。予算を大きく下回っているのは、非常勤職員として学生アルバイトを雇用するなどしていることなどが理由であるが、実績額 676 万円を単純に 6 名で割っても 1 名当たり約 112 万円程度となる。また、事業責任者である指定管理者の代表は、任意団体の代表を務めるが、年間を通してフルにこの事業に従事しているのが実態であ

る。また、この代表者の年齢は 50 歳代であり、通常考えられる 50 歳代男性が得られると思われる所得水準に比してはるかに低いと言わざるを得ない。なお、給与水準に関しては、国税庁が毎年実施している「民間給与実態統計調査」（以下、「給与実態調査」と言う。）があり、平成 24 年分の給与実態調査によれば、10 人未満事業所における 50 歳代前半男性の年間給与総額は、約 464 万円となっている。

市としても、勤務実態と給与水準について十分に精査するとともに、指定管理者に過度に負担を強いていないか検討が必要である。

（３）施設の維持管理等について

施設の維持管理に関しては、所管課と指定管理者がその都度協議を行っている。指定管理者からは、施設に関して、利用料金に関する問題点や地下貯水タンクに水道を直結する提案、台風時等の停電時対策、クーラー設置他の問題点や要望がなされており、所管課と調整して改善が図られてきている事項もあるが、未解決事項もある。

地下貯水タンクに関連しては、指定管理者から以下の提案がなされている。

水道管を直結する工事を行ってもらいたい。直結することによって、現在、毎年度行っているタンクの検査（簡易専用水道検査＝10 m³以上のタンク検査が 1.8 万円）及び清掃（7.5 万円）が無くなるため、その年間費用（1.8＋7.5 万円）が必要なくなる。工事費用が多額になることが予想されるが、時間が経過すればするほど工事を行った方が良いと思われる。

例年 3 月頃、タンク清掃後にタンク検査を行なっているが、今回は旅館業許可申請に関連して、中央保健所から年 1 回の検査義務になっている旨の説明を受けた。毎年検査を行なっているが、これまでの検査結果書の綴りが紛失しているため、前倒しで H24 年 2 月中旬頃、簡易専用水道検査（10 m³以上のタンク検査）をタンク清掃前に行なった。検査結果書（厚生労働省が指定した検査機関からの結果書）の中で一部改善要望が下記のとおりありました。

「給水栓水末端において、日時によって残留塩素が検出されにくい状態になる可能性があるため残留塩素の測定等十分な維持管理等を実施し、必要であれば直結給水への変更や薬注装置の設置等が望まれます。（現在、受水槽の水位は全体の約半分に調整済。）」

現状のままだと、週一回の残留塩素測定記録をしなければならず、残留塩素測定機器の購入が必要になる。ポータブル残留塩素計 RC-31P（東亜 DDK）が標準価格税別 98,000 円、試薬不要。また、タンク検査と清掃の年間費用（1.8 万円＋7.5 万円）も支出し続けなければならない。

上記のことより、厚生労働省が指定した検査機関からの結果書に記載されている直結給水への変更（直結給水工事）を行なった方が良いと思います。

【意見】

監査人も、地下貯水タンクを実地に視察し、指定管理者からの説明を受けている。上記の要望については、合理的であると思われる点もあり、市としても今後のタンク維持管理費用との費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。

（４）施設の今後の在り方について

【意見】

みんなは、上記、施設の設置背景にあるように、「本市には子どもたちの宿泊研修施設が無く、青少年団体活動に支障をきたしており、子どもたちが自然に親しみ、集団宿泊生活や野外活動を通して、学校や家庭では得がたい体験をし、心身ともに健全な子どもたちの育成を図るための環境整備が急がれていた。」ことから設置したものである。

しかし、現在の利用状況をみると、施設の設置目的が十分に果たされているとは言い難い。指定管理者は、協定書に定める業務を誠実に実施しているが、市内の小学校の宿泊利用がほとんどないなど、教育関係機関との連携が充分でない面も見られる。市としても単に利用者数の増加のみを指定管理者に求めるのではなく、本来の設置目的に立ち返り、今後の施設利用の在り方について再検討する必要がある。



テ) 那覇市体育施設（那覇市民体育会館、
漫湖公園市民庭球場、那覇市民首里
石嶺プール）

那覇市営奥武山体育施設（奥武山球場、
奥武山屋内運動場）

指定管理者：特定非営利活動法人 那覇市体育協会

施設の概要（那覇市体育施設）

項目	内容
所在地	那覇市民体育館 那覇市字識名 1227 番地（識名公園内） 漫湖公園市民庭球場 那覇市鏡原町 37 番 1 号（漫湖公園内） 那覇市首里石嶺プール 那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9
所管課	那覇市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課
供用開始年月	那覇市民体育館 昭和 62 年 4 月 1 日 漫湖公園市民庭球場 昭和 62 年 那覇市首里石嶺プール 平成 8 年 6 月 1 日
設置目的	スポーツ・レクリエーション活動等の普及及び振興並びに市民の健康及び体力の増進を図るため。
設置根拠条例	那覇市体育施設条例
主な施設種類	体育館、庭球場、プール
敷地面積（公有財	那覇市民体育館

産表)	30,804 m ² 那覇市首里石嶺プール 2926.89 m ²
延床面積（公有財産表）	那覇市民体育館 10114 m ² 那覇市首里石嶺プール 1,009.99 m ²
施設取得費	那覇市民体育館 総工費 4,509,337,000 円
開館時間	那覇市民体育館 9時から21時まで 漫湖公園市民庭球場 8時から21時まで(4月から10月は7時から) 那覇市首里石嶺プール 10時から21時30分まで
休館日	12月29日から翌年1月3日 毎月第2・4火曜日（祝日、慰霊の日にあたるときはその翌日）
利用料金等	下記主な利用料金参照
施設の特徴	1. 那覇市民体育館 海邦国体にあわせて建設され、バレーボールであれば、メインアリーナで6面、サブアリーナで2面、バスケットであれば、メイン。サブで4面とバドミントン、卓球等多種競技に利用可能となっている。 2. 漫湖公園市民庭球場 砂入り人工芝コートをもつ10面を備え、小学生から高齢者までの幅広い世代のテニス愛好者に利用されている。 3. 那覇市首里石嶺プール 那覇市内で公営の温水プールであり、子どもから大人まで多くの方に利用されている。

漫湖公園市民庭球場

【利用料金】

区 分	1コート・1時間につき			
	4月1日～9月14日		9月15日～3月31日	
	開場～19時	19時～21時	開場～18時	18時～21時
高校生以下	170円	450円	170円	450円
その他	350円	630円	350円	630円

那覇市民体育館

【利用料金】

- ① 当日利用する場合・・・１人１回（２時間以内）につき
 ・中学生以下 100 円 ・高校生 150 円 ・その他 200 円
- ② 予約利用する場合

ア 予約利用の利用料金（メイン・サブアリーナ）

区 分				1 時間当たりの金額（円）	
				9 時～21 時	その他の時間帯 又は超過時間
メインアリーナ	アマチュアスポーツ及び レクリエーションに利用する場合		入場料を領収しない場合	2,757	2,866
			入場料を領収する場合	4,149	4,231
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用 する場合	入場料を領収 しない場合	営利を目的としない場合	4,149	4,231
			営利を目的とする場合	15,019	15,498
		入場料を領収 する場合	営利を目的としない場合	15,019	15,498
			営利を目的とする場合	29,937	30,870
サブアリーナ	アマチュアスポーツ及び レクリエーションに利用する場合		入場料を領収しない場合	1,043	1,176
			入場料を領収する場合	1,572	1,617
	アマチュアスポーツ及びレクリエーション以外に利用 する場合	入場料を領収 しない場合	営利を目的としない場合	1,572	1,617
			営利を目的とする場合	5,569	5,869
		入場料を領収 する場合	営利を目的としない場合	5,569	5,869
			営利を目的とする場合	11,138	11,739

備考

- 1 時間未満の利用時間は、1 時間とみなす。
- 利用するための準備及び原状回復に要する時間は、利用時間に含むものとする。
- アリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、又は4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1又は4分の1又は6分の1の額とする。
- 入場料（会費、賛助金、寄付金、募金等を含む。以下同じ。）を領収し、かつ、営利又は宣伝を目的とする催物のために利用する場合の額は、当該催物1回（同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度1回とする。）につき、1人当たりの入場料の最高額に100を乗じて得た額をこの表の金額欄に定める額に加算した額とする。
- その他の時間帯（9時～21時以外の時間帯をいう。以下同じ。）に利用する場合（利用料金の全部又は一部を免除する場合も含む。）は、この表の金額欄に定める額に2,500円を加算した額とする。

イ 那覇市民体育館の予約利用の利用料金（他の施設及び設備）

区 分		単 位	金 額（円）			
			通常の場合		営利を目的とする場合	
			9時～ 21時	その他の時間帯 又は超過時間	9時～ 21時	その他の時間帯 又は超過時間
第1会議室		1時間	157	172	778	852
第2会議室			94	109	535	582
第3会議室			94	109	535	582
多目的室（兼卓球室）		1時間	204	220	1,087	1,190
役員選手控室		1室1時間	63	70	393	441
ステージ		1時間	220	252	1,176	1,293
観覧席			1,911	2,058	5,869	6,415
放送用 設備	メインアリーナ	1回	3,150			
	サブアリーナ		1,050			
	電光表示装置		1,050			
冷房 設備	会議室及び多目的室	1時間	378			
	役員選手控室		115			

備考

- 1 1時間未満の利用時間は、1時間とみなす。
- 2 メインアリーナをアマチュアスポーツ及びレクリエーションに利用する場合は、役員選手控室、ステージ及び観覧席の利用料金を免除する。ただし、入場料を領収する場合は、この限りでない。

ウ 那覇市民体育館の予約利用の利用料金（照明設備）

区 分		単 位	金 額（円）			
			全点灯	3/4点灯	2/4点灯	1/4点灯
メインアリーナ		1時間	12,600	2,940	2,100	1,260
サブアリーナ			2,100	525	367	210

備考 メイン・サブアリーナの一部を利用する場合の額は、その利用面積が2分の1、3分の1、又は4分の1又は6分の1のときは、それぞれこの表の金額欄に定める額の2分の1、3分の1又は4分の1又は6分の1の額とする。

エ 那覇市民体育館の予約利用の利用料金（体育用器具）

器 具 名		単 位	金 額（円）
バレーボール用器具		1 組 1 回	105
バドミントン用器具			105
バスケット用器具	移動式		525
	固定式		210
卓球用器具			105
バウンドテニス用器具			210
テニス用器具			210
フットサル用器具			210
ハンドボール用器具			210

備考 器具には得点板、審判台等の備品類を含め、ラケット、ボール等の消耗品は除くものとする。

那覇市民首里石嶺プール

（使用時間には準備からシャワー後の退場時間までを含む）

			金額(円)
プール	幼 児	1 人 1 回 (2 時間 30 分以 内)	120
	小中学生		250
	高校生		370
	その他		500
トレーニング グループ	高校生	1 人 1 回 (2 時間以内)	150
	その他		200

※回数券は 11 枚で 10 回分料金

・施設の概要（奥武山体育施設）

項目	内容
所在地	那覇市営奥武山野球場 那覇市奥武山町 42 番地 1 那覇市営奥武山屋内運動場 那覇市奥武山町 50 番地の 1 地先
所管課	那覇市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課
供用開始年月	平成 22 年 4 月

設置目的	スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供するため。
設置根拠条例	那覇市営奥武山体育施設条例
主な施設種類	野球場・屋内運動場
敷地面積（公有財産表）	50,395.35㎡（土地については、沖縄県より無償で借り受けている）
延床面積（公有財産表）	9956.12 ㎡
施設取得費	総事業費約 68.5 億円
開館時間	9 時から 21 時まで
休館日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 日
利用料金等	下記主な利用料金参照
施設の特徴	4. 野球場 スタンドは、15,000 席、1500LX の照明棟が設置され、プロ野球公式戦ナイターが可能な球場である。 5. 屋内運動場 アリーナ全面にロングパイルの人工芝設置され、野球の雨天練習、フットサル、保育園等の運動会等 多種にわたって活用されている。

【主な利用料金】

那覇市営奥武山野球場 （愛称：沖縄セルラースタジアム那覇）

（単位：円）

区 分		料金（1 コマ 2 時間）	照明料金（1 コマ 2 時間あたり）		
児 童 生 徒 等 の 団 体	土曜、日曜及び休日	2,400	全点灯 (144球)	2/3点灯 (108球)	1/3点灯 (54球)
	その他の日	2,000	17,720	16,400	13,740
そ の 他 の 団 体	土曜、日曜及び休日	7,200			
	その他の日	6,000			

※上記における全点灯（144 球）とは、最大点灯 432 球の 1/3 点灯（144 球）になります。最大点灯をご利用の際は、発電機を設置し実費負担となります。

その他の設備及び施設

(単位：円)

区 分	1 時間当たり	
	アマチュアスポーツレクリエーションに利用の場合	その他の利用の場合
電光表示板	1,050	2,100
放送設備	420	840
大会関係者室	420	840
会議室（大）	420	840
会議室（小）	210	420

那覇市営奥武山屋内運動場（愛称：沖縄セルラーパーク那覇）

(単位：円)

区 分	料金（1 時間あたり）
児童生徒等の団体	1, 700
その他の団体	3, 400

区 分	照明料金（1 時間あたり）		
	1500 l x	1000 l x	500 l x
全面利用（野球・フットサル）	2,832	1,248	672
1/2利用（フットサル等）		1,248	528

※ 1 x については、平均照度です。1/2 の 500 l x については、最大照度の場所です。

・指定管理者の概要

指定管理者名	特定非営利法人那覇市体育協会
代表者名（市との関係）	石川 秀雄
指定期間	平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
設立目的（定款・寄付行為等）	那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与すること。
設立年月	NPO 法人認証 平成 14 年 12 月
事業内容	・沖縄県民体育大会那覇市選手団派遣事業 ・スポーツ指導者研修実施 ・各種スポーツ・カルチャー教室開催 ・那覇市体育施設（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、首里石嶺プール）の指定管理者 ・那覇市営奥武山体育施設（那覇市営奥武山野球場、

	那覇市営奥武山屋内運動場）の指定管理者
指定管理業務の内容	(1) 体育施設の利用者に対する案内及び利用受付業務 (2) 利用料金収受 (3) 利用者への広報活動 (4) 施設利用者の安全指導、安全確保 (5) 来館者、来場者及び利用者に条例、規則に基づく遵守事項を守らせること (6) 利用団体等との連絡調整を行うこと (7) スポーツ教室及びスポーツ大会を開催すること (8) スポーツ・レクリエーション用具の貸出業務を行うこと (9) モニタリング及び自己評価 (10) その他の業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市営奥武山体育施設（那覇市営奥武山野球場、那覇市営奥武山屋内運動場）
指定管理者制度の導入効果	・市側のコスト削減 ・利用者への安定したサービス提供 ・大会等イベントへの柔軟な対応が可能となっている。
平成 24 年度指定管理料	¥77, 938, 000
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・指定管理者の概要（奥武山体育施設該当部分）

指定管理者名	特定非営利法人那覇市体育協会
指定管理業務の内容	(1) 受付案内業務 (2) 維持管理業務 (3) スポーツ・文化振興業務 (4) 施設利用者の安全指導及び安全確保 (5) 野球資料館管理業務 (6) モニタリング及び自己評価 (7) その他の業務

市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	那覇市体育施設（那覇市民体育館、漫湖公園市民庭球場、首里石嶺プール）
指定管理者制度の導入効果	・市側のコスト削減 ・利用者への安定したサービス提供 ・大会等イベントへの柔軟な対応が可能となっている。
平成 24 年度指定管理料	¥78,000,000
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	1 6 （3）	1 6 （3）	1 5 （2）	1 5 （2）	1 5 （2）
監事（内、市関係者）	3 （1）	3 （1）	3 （1）	3 （1）	3 （1）
合計（内、市関係者）	1 9 （4）	1 9 （4）	1 8 （3）	1 8 （3）	1 9 （3）

・施設管理職員数の推移（那覇市体育施設）

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	4 （0）	4 （0）	4 （0）	4 （0）	4 （0）
非正規職員数（内、市職員数）	1 6 （0）	1 6 （0）	1 6 （0）	1 6 （0）	1 6 （0）

・施設管理職員数の推移（奥武山体育施設）

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）			2 （0）	2 （0）	2 （0）
非正規職員数（内、市職員数）			6 （0）	7 （0）	7 （0）

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の利用状況について

施設の利用状況については、以下の通りである。

那覇市体育施設について

(単位：人)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
体育館	218,368	223,074	206,402	222,182	199,316
庭球場	69,158	55,060	60,458	60,437	59,460
プール	52,991	41,607	42,858	39,005	39,771
合計	340,517	319,741	309,718	321,624	298,497

那覇市奥武山体育施設について

(単位：人)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
スタジアム（野球場）	254,430	306,648	222,983
会議室	11,342	8,580	7,259
パーク（屋内運動場）	143,516	163,861	188,015
合計	409,288	479,089	418,257

利用状況が低い施設については、利用者数の増加に努めるべきである。

(2) 現金管理について

那覇市体育館を視察したところ、体育館では、利用料を自販機で現金にて収受しているが、現金入金記録について、日々のチェックについては、直接の担当者のみがチェックしており、上位者のチェックは、1 週間に 1 度であった。現金管理については不正が発生しやすい項目であるので、日々、二人以上でのチェックが必要である。

(3) 指定管理者について

(ア) 指定管理施設に係る収支状況について

平成 24 年度の指定管理施設に係る収支実績は以下の通りである。

那覇市民体育施設について

(単位：円)

	項目	実績値
収入	指定管理料	77,938,000
	利用料金収入	40,781,549
	自主事業収入	4,809,073
	その他の収入	59,647
	前期繰越	4,700,268
	合計（A）	128,288,537
支出	管理費	58,233,326
	特定預金支出	208,768
	固定資産取得支出	0
	事業費	63,151,315
	自主事業	1,324,364
	予備費	0
	合計（B）	122,917,773
	次期繰越収支差額（A－B）	5,370,764

(市入手資料より監査人作成)

那覇市奥武山体育施設について

(単位：円)

	項目	実績値
収入	指定管理料	78,000,000
	利用料金収入	25,595,637
	自主事業収入	1,119,060
	その他の収入	1,491,543
	前期繰越	13,614,448
	合計（A）	119,820,688
支出	管理費	33,520,352
	特定預金支出	8,014,448
	固定資産取得支出	0
	事業費	62,493,953
	自主事業	960,919
	予備費	0
	合計（B）	104,989,672
	次期繰越収支差額（A－B）	14,831,016

(市入手資料より監査人作成)

ここで、上記那覇市民体育施設及び奥武山体育施設実績の支出欄にある特定預金支出の内訳は以下の通りである。

那覇市民体育施設について

特定預金支出内訳	内訳金額（円）
人件費積立預金支出	53,922
物件費積立預金支出	51,248
体協活動費積立預金支出	103,598
合計	208,768

奥武山体育施設について

特定預金支出内訳	内訳金額（円）
人件費積立預金支出	2,515,168
物件費積立預金支出	1,492,056
体協活動費積立預金支出	4,007,224
合計	8,014,448

上記平成 24 年度収支実績額から分かるように、那覇市民体育施設については、537 万円、奥武山体育施設については、1,480 万円の次期繰越金が生じている。

また、那覇市民体育施設では、20 万円、奥武山体育施設では、800 万円が特定預金として当年度新たに積み立てられている。

管理運営経費の取扱いについては、業務仕様書に次の通り規定されている。

9 管理運営経費等について

体育施設の管理運営経費は、利用料金収入(地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に規定する利用料金制を採用)及びその他収入、並びに指定管理料による独立採算を基本とする。

(1) 管理口座

体育施設の管理運営経費は専用の口座で管理し、指定管理者が他の事業等で使用する口座とは完全に区別すること。

(2) 収入について

① 利用料金収入

条例第9条第5項の規定に基づき利用料金は、指定管理者の収入とする。

② その他の収入

体育施設の管理運営に起因する収入は指定管理者の収入とする。

③ 委託料

教育委員会が支払う委託料は、那覇市体育施設に係る管理運営委託費及びその他施設管理経費と予想される利用収入額等を勘案して、予算の範囲内において確定するものとする。

(3) 利用料金の免除、返還

① 指定管理者は、条例第9条第4項に基づき、利用料金の返還を行うことができる。

② 指定管理者は、条例第10条に基づき、利用料金の免除を行うことができる。

(4) 支出について

① 管理運営経費

体育施設の管理運営（施設・備品修繕にかかる費用を除く）にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに委託料をもって充てるものとする。

② 施設・備品修繕費等

施設、備品の修繕にかかる費用は、委託料に積算されている修繕料を充てるものとする。ただし、1件当たりの単価が50万円を超える施設・備品等の修繕にかかる費用は、管理運営経費に含まないものとする。

・・・以下省略（監査人）

以上の通り、指定管理業務から多額の次期繰越金が生じていること、また、本来指定管理業務の支出に含めるべきでない支出項目が含まれていることは、適切でないと思われる。上記仕様書の(4)支出について①管理運営経費では、「体育施設の管理運営（施設・備品修繕にかかる費用を除く）にかかる全ての費用は、利用料金及びその他の収入、並びに委託料をもって充てるものとする。」と規定しているが、この規定は、あくまで当年度に実際に支出した費用額のことであって、特定預金として将来の支出に備える費用まで含むものとは解せられない。

このことは、指定管理料の積算方法に問題があるか、本来実施すべき事業がなされていないのかどちらかに問題があるということになる。

(イ) 指定管理者の収支状況について

指定管理者である特定非営利活動法人那覇市体育協会の平成24年度の収支計算書（収益事業除く）及び貸借対照表（財産目録で替える）は以下の通りである。

特定非営利活動に係る事業会計（補助金＋施設管理）

	科目	決算額（円）
収入の部	1.会費収入	47,000
	2.事業収入	222,315,186
	3.補助金収入	16,120,950
	4.寄付金収入	0
	5.雑収入	7,479,629
	6.特定預金取崩収入	1,000,000
	7.繰入金収入	2,052,215
	当期収入合計（A）	249,014,980
	前期繰越収支差額	18,937,034
	収入合計（B）	267,952,014
支出の部	1.那覇市社会体育活動事業費	16,688,745
	2.那覇市体育施設事業費	64,475,679
	3.奥武山体育施設事業費	63,454,872
	4.那覇市社会体育施設事業費	615,656
	5.那覇市体育施設管理費	58,233,326
	6.奥武山体育施設管理費	33,520,352
	7.固定資産取得支出	5,642,218
	8.特定預金支出	8,223,216
	9.負担金	2,500,000
	10.予備費	0
	当期支出合計（C）	247,711,846
当期収支差額（A）－（C）		1,303,134
次期繰越収支差額（B）－（C）		20,240,168

財産目録

法人全体

(単位:円)

科目	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	1,528,220		
補助金会計普通預金	22,415		
那覇市体育施設会計普通預金	14,714,646		
奥武山体育施設会計普通預金	20,520,183		
収益会計普通預金	2,332,507		
未収金	6,225,966		
立替金	759,773		
流動資産合計		46,103,710	
2. 固定資産			
その他の固定資産			
什器備品	1,778,670		
什器備品減価償却累計額	△ 815,908		
人件費積立金	20,099,608		
物件費積立金	13,598,664		
体協活動費積立預金	23,152,465		
固定資産合計		57,813,499	
資産合計			103,917,209
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	22,506,565		
預り金	2,164,370		
流動負債合計		24,670,935	
負債合計			24,670,935
正味財産			79,246,274

また、同協会の法人全体の収入に占める指定管理施設からの収入合計の割合は以下の通りである。

	収入額 (千円)
指定管理に係る収入合計 (A)	248,109
法人全体に係る収入 (収益事業除く) (B)	267,952
全体に占める割合 (A ÷ B) (%)	92%

【意見】

以上から、協会自身の団体としての収入額のほぼ 9 割以上が指定管理者としての事業収入で賄われていることが分かる。このことは、次期以降の指定管理者選定において選定されなかった場合においては、協会の存続そのものが問題となってくる。

この点に関して、協会では、将来の指定管理者選定から外れた場合を考慮して、現在の収入から将来の負担に備え、人件費積立金等として積立しているとのことであった。また、指定管理者選定から外れた場合には、現在の職員の処遇が問題となってくることとも考えられる。当施設については、第 1 期のみ非公募にて選定されているが、その後は公募による選定になっていることから、協会が選定から外れることも全くないとは言い切れない。

協会は、「那覇市民の健康・体力づくりを推進し、スポーツ精神を培い、スポーツ・レクリエーションの普及・振興を図り、那覇市の体育文化の発展に寄与すること。」を目的に設立され、今まで市の事業について多大な貢献をしてきているものと思われるが、極めて財政基盤が脆弱なことから、協会自身の今後の在り方も踏まえ検討が必要である。

また、上述した収支余剰金、特定預金支出の可否も含め、指定管理料の精算の在り方についても再検討する必要がある。



(左は奥武山野球場、通称、沖縄セルラースタジアム那覇、右は那覇市民体育館内)

ト) 那覇市営住宅

指定管理者：株式会社 琉信ハウジング

・施設の概要

施設の概要(平成24年4月1日現在)

項目	所在地	所管課	供用開始年月	設置目的	設置根拠条例	主な施設種類	敷地面積 (公有財産表) 単位:㎡	延床面積 (公有財産表) 単位:㎡	施設取得費 単位:円	開館時間	休館日	利用料金等	施設の特徴
1	石嶺市営住宅	那覇市首里石嶺町2丁目70番地、他 市営住宅課	昭和44年8月	国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与すること	那覇市営住宅条例	公営住宅	87465.49	31856.95	—	—	—	市営住宅使用料	1152戸、建替事業中
	石嶺市営住宅(新棟)		平成20年11月					40679.69	6,851,953,180				
2	字栄原市営住宅	那覇市字栄原4丁目14番1号、他 同上	昭和40年3月	同上	同上	同上	68171.41	22521.06	—	—	—	同上	1004戸、建替事業中
	字栄原市営住宅(新棟)		平成23年4月					18659.88	3,345,367,410				
3	大名市営住宅	那覇市首里大名町3丁目20番地、他	昭和49年5月	同上	同上	同上	53466.05	34292.37	—	—	—	同上	676戸、建替事業中
4	真地市営住宅	那覇市字真地270番地、他	昭和54年6月	同上	同上	同上	41725.73	25025.35	—	—	—	同上	400戸
5	若狭市営住宅	那覇市若狭3丁目18番1号、他	同上	昭和54年4月	同上	改良住宅	15269.52	15409.48	—	—	—	同上	240戸、保育所・児童館併設
6	安謝第一市営住宅	那覇市字安謝664番地の50、他	同上	昭和57年12月	同上	公営住宅	1397.3	9820.51	—	—	—	同上	140戸
7	銘苅市営住宅	那覇市字銘苅213番地、他	同上	昭和57年12月	同上	同上	7020.64	10331.25	—	—	—	同上	160戸
8	壺川市営住宅	那覇市壺川3丁目2番地6、他	同上	昭和60年2月	同上	同上	1360.97	30911.24	237,380,300	—	—	同上	434戸
9	壺川東市営住宅	那覇市壺川1丁目11番地1、他	同上	昭和61年3月	同上	改良住宅	15945.53	14533.36	2,836,218,870	—	—	同上	189戸
10	汀良市営住宅	那覇市首里汀良町3丁目111番地の1、他	同上	昭和61年7月	同上	公営住宅	1874.13	11187.98	—	—	—	同上	144戸
11	小禄市営住宅	那覇市田原3丁目2番地の1、他	同上	昭和62年4月	同上	同上	39925.88	53151.64	—	—	—	同上	670戸
12	石嶺第二市営住宅	那覇市首里石嶺町4丁目431番地の1、他	同上	平成2年2月	同上	同上	3972.12	1884.6	501,634,368	—	—	同上	30戸
13	辻市営住宅	那覇市辻2丁目14番1号、他	同上	平成3年10月	同上	同上	1054.33	3735.84	694,728,000	—	—	同上	46戸、老健施設併設
14	安謝市営住宅	那覇市安謝2丁目15番1号及び9号、他	同上	平成10年3月	同上	同上	8926.87	14408.51	3,074,732,000	—	—	同上	151戸、老健・保育所併設
15	末吉市営住宅	那覇市首里末吉町3丁目6番地、他	同上	平成12年3月	同上	同上	5905.56	6263.62	1,128,769,000	—	—	同上	72戸
16	新都心銘苅市営住宅	那覇市銘苅1丁目18番16号、他	同上	平成14年4月	同上	同上	7721.38	11003.87	3,404,469,603	—	—	同上	135戸
17	繁多川市営住宅	那覇市繁多川3丁目4番40号、他	同上	平成17年3月	同上	同上	15729.96	18705.56	5,089,594,232	—	—	同上	180戸
18	久場川市営住宅	那覇市首里久場川町2丁目18番地、他	同上	平成20年1月	同上	同上	30067.66	39937.83	6,217,225,101	—	—	同上	484戸、建替事業中
19	識名市営住宅	那覇市識名1丁目17番1号、他	同上	平成22年5月	同上	同上	3523.31	5909.08	1,223,549,250	—	—	同上	85戸

・指定管理者の概要

指定管理者名	株式会社 琉信ハウジング
代表者名（市との関係）	代表取締役 新城 満 （市との関係 なし）
指定期間	平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）
設立目的（定款・寄付行為等）	（定款） 第2条 次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の賃貸管理業 (2) 土地、建物の売買、賃貸、斡旋 (3) 中高層分譲共同住宅管理業 (4) 損害保険代理店業及び自動車賠償保険代理店業 (5) 土木工事、建築工事の請負並びに企画、設計、監理及びコンサルティング業務 (6) 上記各号に附帯する一切の事業
設立年月	昭和63年8月19日
事業内容	上記設立目的と同じ
指定管理業務の内容	（那覇市営住宅等指定管理に関する基本協定書） 第3条 甲は条例第74条の2の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。 (1) 市営住宅等の入退去又は使用の手続きに関する補助業務 (2) 入居者の指導及び連絡に関する業務 (3) 家賃、共同施設の使用料等の徴収に関する補助業務 (4) 市営住宅等の維持及び修繕に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、市営住宅等の管理に関して甲が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成24年度の指定管理業務	同 上
指定管理者制度の導入効果	民間等のノウハウを活用することにより多様化する住民ニーズにより効果的に、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の削減を図った。
平成24年度指定管理料	年度額 64,500,000 円（消費税込み）

利用料金制の採用の有無	無
公募・非公募	一般公募提案方式

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）	4（0）	4（0）	4（0）	5（0）	5（0）
監事（内、市関係者）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）	1（0）
合計（内、市関係者）	5（0）	5（0）	5（0）	6（0）	6（0）

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	8（0）
非正規職員数（内、市職員数）	0（0）	0（0）	0（0）	0（0）	7（0）

1. 監査の結果と意見

(1) 市営住宅について

那覇市営住宅（以下「市営住宅」という。）は、従前、那覇市が直営で管理していたが、平成24年4月1日から平成29年3月31日まで（5年間）、株式会社琉信ハウジングが指定管理者として、管理・運営業務にあたっている。

平成24年度の指定管理料は、管理業務費（維持修繕費等以外の指定管理業務に必要な一切の費用）は年間6,450万円（消費税込み）、月額537万5,000円（消費税込み）である。また、那覇市営住宅等指定管理に関する年度協定書によると、平成24年度の維持修繕費等の上限額は、4億1,012万3,000円（消費税込み）である。

平成25年4月時点において、市内19団地、管理戸数5,900戸、入居戸数（世帯数）5,481戸、入居人数1万3,267人、空家戸数419戸である。

那覇市営住宅等長寿命化計画（平成24年2月）によると、市営住宅の経過年数（平成23年から起算）について、築35年以上経過しているものが2,182戸（35.6%）、5年以内に築35年となるものが640戸（10.4%）、10年以

内に築35年となるものが894戸（14.6％）であり、現在建替事業実施中の団地もある。

【意見】

市営住宅は、上記のとおり、相当な築年数が経過して老朽化しているものや、耐震性に問題がある建物もあり、住民の生命、身体の安全のために、修繕や建替を怠ることはできない施設である。そして、市営住宅は、家賃収入による填補はあるものの、維持修繕費だけで年間約4億円が必要とされ、建替費用も加味すると相当高額な費用支出を余儀なくされる施設である。市営住宅の建築や維持による市財政への影響は少ないものと思われる。

また、市営住宅は、賃貸マンションや賃貸アパートという民間住宅と同種のものであるが、市場よりも低廉な価格で住居を提供するものであり、市営住宅の存在により、民業圧迫になりかねない。

しかし、市営住宅は、生活困窮者や障がい者、被災者などのために、生活の本拠を提供するというセイフティーネットの機能を有しており、市民の福祉のために不可欠の施設である。住民の生活の状況によっては、家賃の減免、徴収猶予も認められており、採算性だけを追求してはならないのである。

このように、市営住宅の建築、運営にあたっては、高額な費用支出や民間業者との競合への配慮と、市民生活のセイフティーネットのための存在意義という両面を考慮すべきである。

那覇市営住宅等長寿命化計画（平成24年2月）によると、過去7年間の市営住宅応募状況は年平均1,979世帯の入居需要に対し、年平均募集戸数は82戸、平均応募倍率は36.9倍であり、極めて高い倍率である。このようなことからすると、市民における市営住宅入居のニーズはかなり高いといえる。

市は、このような住民のニーズを酌みつつ、市財政への影響とのバランスを取りながら市営住宅を運営していくべきである。

（2）指定管理者制度導入について

住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、利用者のニーズに沿ったサービス提供によるサービス向上と民間ノウハウ活用による効果的、効率的な施設管理による経費削減を目指し、上記のとおり指定管理者制度が導入されたものと思われる。

指定管理者制度導入前においては、市営住宅管理のための市職員の人件費は、以下のとおりである。

平成22年度	1億6,236万6,851円
平成23年度	1億4,588万151円

そして、指定管理者制度導入後は、以下のとおりである。

平成24年度 1億1,969万1,405円

この点、平成24年度基本協定管理業務費支出明細書によると、平成24年の指定管理料6,450万円のうち人件費部分は5,355万円であるが、単純に平成24年度の上記市職員の人件費と合計すると、人件費については、平成22年度、平成23年度よりも費用が増大したになっている。

これについては、平成24年度より、市建設管理部市営住宅課（以下、「市住宅課」という。）が、他課から業務を引取り、移行に必要な要員を残しているため人件費は増大したようであり、単純に人件費が上がったとはいえない面もあり、市住宅課では、2年目以降、5か年の総計で人件費を削減する計画とのことであった。

【意見】

住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、複数の事業者が事業計画書を提出し、応募企業の中でもっとも創意工夫にあふれ、あるいは効率的に施設管理ができる企業を選定することになることで、サービス向上、経費削減が期待できる場面といえる。

この点、市営住宅の指定管理について、5社からの応募があり、それぞれから多様なプレゼンテーションが行われ、適正な競争が行われた上で選定されたことは、評価できる。

しかしながら、上記のとおり、市住宅課の業務が移行期にあったため、人件費を削減することができなかったという事情や、5か年の総計で削減するという当初の計画があるにせよ、指定管理者制度導入時点において人件費削減がなされておらず、むしろ増大していることは問題であろう。

市営住宅運営のためには、多大な維持管理、修繕費用を要するが、このような費用については、指定管理料とは別個のものとされ、指定管理料から支払うこととされていない。そこで、指定管理料（6,450万円）のうち大部分を占めるのは人件費（5,355万円）となっていることからしても、管理に係る人件費削減は重要な課題といえよう。

（3）決算の状況について

指定管理者による平成24年度事業報告書（基本協定管理業務費支出明細書）によると、年度予算6,450万円に対し、支出も6,450万円であり、収支が完全に一致している。しかも、人件費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃貸料という個別の費目についても、予算と支出の数字が完全に一致している。加えて、毎月の支出額が、端数処理をしている3月を除いて各月とも全て同じ金額となっている。

予算と支出が費目に至るまで完全に一致することや、各月の支出額が全て同じとい

うことはおよそ考えられず、予算額をそのまま支出額にして支出明細書を作成しているものと思われる。実際の支出額が記載されているとは考えがたく、収支が正確に記載されたものとはいえない。

【意見】

経費の縮減が図られているか、効果的、効率的な施設管理がなされているのか等を把握するためには、正確な収益の把握が重要であるが、上記のような支出明細書では、実態に即した収益の把握ができず、指定管理者による運営状況を把握しているとはいえないため、極めて問題である。現在の支出明細書では、指定管理者による管理の財務状況が全く把握できていないと言わざるを得ない。

予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに改め、実態に即した正確な支出額が記載された支出明細書の提出を求めるべきである。

（４）人件費について

指定管理者によると、常勤職員の人件費が年間 5,085 万円(月額 423 万 7,500 円)、非常勤職員の人件費が年間 270 万円（月額 22 万 5,000 円）とされるが、その明細が明らかでない。

さらに、指定管理者の事業計画書によると、社員の配置計画として、常勤 14 名、非常勤 1 名の従業員を配置するものとしているが、うち 7 名は従前からの指定管理者の従業員のようなものである。新規採用の 8 名は、指定管理者としての業務に従事するために採用されたものと思われるが、従前からの 7 名の従業員については、完全に指定管理者としての業務に従事するのか、それとも従前からの勤務にも平行して従事しているのかが定かでない。

【意見】

上記のとおり、本件指定管理料のうち大部分を占めるのは人件費であるため、以後の指定管理料の見直し、経費削減のために、人件費については、詳細に確認する必要がある。人件費について、個人名までは報告せずとも、担当従業員それぞれにいくらを支出しているのか、支給額を明らかにし、人件費の詳細を報告させるべきである。

また、指定管理料によって人件費を賄っている指定管理者の従業員が、指定管理者としての業務以外の自社の別業務に従事しているとなると、その分人件費を過大に支出していることとなる。指定管理料によって人件費を支払っている従業員については、指定管理者としての業務に専念させるべきであり、そのことによって余剰人員が出るのであれば、人件費を削るべきである。この点を検証するためにも、指定管理者は、担当従業員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべしであり、市はこの点を把握すべきである。

(5) 維持修繕費について

那覇市営住宅等指定管理に関する年度協定書によると、平成24年度の維持修繕費等の上限額は、4億1,012万3,000円（消費税込み）であり、上記指定管理料に比してかなり高額である。維持修繕費等の業務内容については、「業務仕様書」に示すとおりだとされる。

【意見】

上記のとおり、維持修繕費等は、高額であり、市の財政に与える影響は少ない。そこで、維持修繕費等について、経費削減効果は大きく、経費削減の必要性が少なからずあるものと思われるので、民間業者の知恵や経験によって、維持修繕費等のコストを削減することが望ましい。

他方、維持修繕等を放置すると、建物が老朽化したり、耐震性に問題が生ずるなど、住民の身体生命に重大な危険を及ぼす可能性もあり、維持修繕等を怠ることは許されない。

このように、維持修繕費のコスト削減と、住民の安全のために十分な維持修繕を行うことを両立させることが重要であり、そのためにも、指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであり、市はこの点を詳細に把握すべきである。

また、平成24年度事業報告書（年度協定支出明細書）によると、3月支出の維持修繕費等は1億2,000万4,922円である。維持修繕費等の総支出額の約3分の1を3月に支出しており、他の月に比してかなり高額な支出額となっている（次に支出額が多いのは2月の5,396万299円である。）。工事自体は計画的に実行されているのかもしれないが、毎月毎に支払がなく、年度末に支払が来ている。

このように、3月に支出が多いことには、予算を無理に消化するため、行わなくともよい維持修繕の費用を無理に支出したという疑念が生ずる。このような疑念を生じさせないためにも、工事終了後に速やかに支払計上すべきである。また、指定管理者は、維持修繕の内容、費用について、詳細に報告すべきであろう。

(6) 家賃の回収業務について

市営住宅の家賃は、市の歳入となるが、指定管理者による平成24年度事業報告書（平成24年度市営住宅管理業務執行状況報告書2）によると、収納額は合計15億7,796万円である（家賃等徴収業務（公営）12億3,763万2,000円）、家賃等徴収業務（改良）1億4,388万7,000円、家賃等徴収業務（改良店舗）231万2,000円、割増賃料428万8,000円、共益費1億1,549万9,000円、駐車施設使用料7,434万2,000円）。

指定管理者は、「家賃、共同施設の使用料等の徴収に関する補助業務」を行うこと

とされるところ、「家賃等の収納率の向上」は指定管理者の重要な責務である。

そこで、指定管理者は、家賃滞納者に対して、市長に代行して、催促や督促を行っている。

他方、家賃滞納者の処分については、市の判定会議で決することとされており、指定管理者に全ての権限が委ねられているわけではない。弁護士に委任すべきかの判断、訴訟提起すべきかの判断は、市が行っており、指定管理者において判断することはできない。

【意見】

- (1) 上記のとおり、市営住宅の家賃は市の歳入となり、滞納となった場合の損失は市が被ることとなる。そして、市営住宅の年間家賃収納額は高額であり、家賃収入が市の財政に与える影響は少なくなく、家賃を回収することは市の財政上極めて重要なのである。また、家賃滞納者を放置することは、真面目に納入している者と滞納している者との間で不公平が生ずるのであり、家賃滞納者に対する対応が必要である。このように、家賃の回収業務は、指定管理者にとって重要な業務といえる。

そこで、指定管理者は、滞納家賃回収のために、家賃滞納者に対して、事案に即して迅速、適正な対応をすべきであり、指定管理者に対して、民間のノウハウを活用した効率的、効果的な家賃回収業務を行わせることが望ましい。また、家賃等の徴収に関する業務の費用は、管理業務費に含まれるのであるから、家賃等の回収業務は全面的に指定管理者の業務とし、市の業務を減らす方が、市の負担軽減や経費負担に資する。このようなことからすると、市の判定会議をなくし、指定管理者に全ての権限を委ねてしまうことが望ましいとも思える。

他方、市営住宅は、民間住宅とは異なり、生活困窮者等のために公益的に住居を提供する性質がある。このような公益的側面から、家賃の減免、徴収猶予の制度があり、住民の収入状況や健康状態、災害の被災状況など住民側の状況を考慮して家賃回収業務を行わなければならない。また、滞納家賃回収に躍起になるあまり、住民を追い詰めるような苛酷な取立てを行うということとはあってはならない。このように、市営住宅においては、民間住宅とは異なる公益的側面があるのであり、何が何でも滞納家賃を回収できれば良いというわけではないのである。このようなことからすると、指定管理者に全ての権限を委ねるのではなく、市の判定会議という形で滞納家賃回収に慎重を期していることは一定の合理性を有するといえる。

以上のとおり、滞納家賃の回収業務については、指定管理者に委ねるべき側面と、市の関与を残すべき側面があるのであり、この両面のバランスを取りながら効率的効果的な回収業務が行われることが期待される。

- (2) 上記のとおり、家賃収入は全て市の歳入となるので、指定管理者が滞納家賃回収の実績を上げようとも、指定管理者の収入となることはない。

他方、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合の責任の所在については、基本協定書において明記されていない。ただし、基本協定書第13条は、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償しなければならないとされている。かかる規定からすると、指定管理者が滞納家賃回収業務を怠ったために家賃を回収し損ねた場合、指定管理者は、市に対して損害を賠償すべきと解釈することができる。

このように、指定管理者、滞納家賃回収業務を怠った場合に損害賠償の責任を負うとしても、滞納家賃を回収しても収入として認められないため、滞納家賃の回収業務に積極的に取り組まないという懸念がある。

そこで、指定管理者において、滞納家賃回収業務に意欲的に取り組ませるために、インセンティブを付与することも検討すべきであろう。例えば、滞納家賃が生じた場合に、回収できた金額の何パーセントかを指定管理者の収入と認めるなどである。このように、指定管理者にインセンティブを与え、指定管理者においてより積極的、意欲的に家賃回収業務を行わせることを検討すべきである。

(7) アンケートについて

指定管理者は、住民からアンケートを回収している。

本件指定管理は、住宅管理という民間業者によるノウハウを活用しやすい場面であり、指定管理者制度導入により、利用者のニーズに沿ったサービス提供による利便性やサービス向上が期待される場面であるので、その効果を測るために、住民から直接声を聞くこと、すなわち住民からのアンケートは、極めて重要である。

【意見】

アンケートによると、指定管理者導入について、35パーセントの住民が知らなかったと回答している。住民の3分の1以上が指定管理者制度導入を知らなかったこととなっており、指定管理者制度導入の周知が不足していたと言わざるを得ない。住民のニーズを把握し、サービスを向上させるためには、住民の要望を指定管理者に届けなければならず、その前提として、指定管理者が管理を行っていることを住民に周知徹底するべきである。

また、住民からのアンケート回収率が定かでないが、アンケート項目によっては、「未回答」の回答が多い。利用者である住民の意思を確認するためには、回答を得ることが望ましいのであり、回答を得られやすいアンケート項目や記載方法とするなどして、できるだけ「未回答」をなくすべきである。

さらに、指定管理者は、住民からのアンケート結果に基づき、利便性やサービス向上を図るべきである。アンケート結果が事業報告書に添付されているが、アンケート

結果だけでなく、アンケート結果をいかに管理業務に反映させているかについても報告を求め、アンケート結果に基づくサービス向上が図られるようにすべきであろう。



宇栄原（うえばる）市営団地（左がこれまでの団地で、右が建替え後の新棟である。高さや構造などがまったく異なっている。）

ナ) 那覇市鏡水ふれあい会館

指定管理者：鏡水自治会

・施設の概要

項目	内容		
所在地	那覇市字小禄 909 番地 4		
所管課	総務部 平和交流・男女参画課		
供用開始年月	平成 24 年 4 月 1 日		
設置目的	那覇市域において沖縄戦直前の旧日本軍による飛行場建設に伴う用地接収によりコミュニティが分散されたため地域の発展や伝統・文化の進展が阻害された背景を持つ特定地域の住民について、地域活動への参加意識を高め、交流の促進による地域づくりを進展させ、伝統及び歴史的文化をも踏まえたコミュニティを再構築し、地域振興に資するため、特定地域住民が共同して利用する施設として設置。		
設置根拠条例	那覇市鏡水ふれあい会館条例		
主な施設種類	地域振興施設		
敷地面積（公有財産表）	2,122 ㎡		
延床面積（公有財産表）	2,819 ㎡		
施設取得費	建物：654,714,900 円 土地（物件補償含む）：164,626,943 円		
開館時間	9 時～21 時		
休館日	無し。（ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、臨時に閉館し、又は休館することができる。）		
利用料金等	区分（部屋名）	1 時間当たりの利用料金（円）	
		室料	冷房料
	多目的ホール	930	300
	会議室 1	400	100
	会議室 2	240	100
	調理室	320	100
	キッズルーム	240	100
	和室	160	100
	備考 1 時間未満は利用の場合は、1 時間とする。		
施設の特徴	旧沖縄振興計画において、戦後処理問題の一つとされていた旧軍飛行場用地問題の解		

	決を図るため、旧鏡水地域地主で構成される旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会の要望を受け、内閣府の特定地域特別振興事業により建設した施設。施設設計段階から、地主会等の意見を反映させ施設整備を行った。会議室１・２及び調理室とつながる形でアマハジを設け、豊年祭などの祭には、綱打ちなどに活用し、地域の伝統行事等で活用されている。
--	---

・指定管理者の概要

指定管理者名	鏡水自治会
代表者名（市との関係）	会長 新垣 正則
指定期間	平成 24 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日
設立目的（定款・寄付行為等）	会員相互の融和、親睦と生活文化の向上を図り、以って地域社会発展のため寄与すること
設立年月	明治 36 年
事業内容	1 祭祀及び行事に関すること 2 生活文化の向上に関すること 3 地域環境整備及び美化に関すること 4 青年会、婦人会、老人会、その他関係諸団体の育成に関すること 5 字鏡水自治会館の管理運営に関すること 6 その他本会の目的達成に必要な事業
指定管理業務の内容	・施設の維持管理に関する業務 ・施設利用の許可及び地域活性化に関する業務 ・その他那覇市が必要と認める業務
市所管の公の施設における平成 24 年度の指定管理業務	鏡水ふれあい会館
指定管理者制度の導入効果	施設の維持管理については全て指定管理者が負担する。
平成 24 年度指定管理料	無
利用料金制の採用の有無	有
公募・非公募	非公募

・役員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
理事（内、市関係者）					3 人
監事（内、市関係者）					3 人
合計（内、市関係者）					6 人

・施設管理職員数の推移

(単位：人)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
正規職員数（内、市職員数）					4 人
非正規職員数（内、市職員数）					—

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の特徴について

鏡水ふれあい会館は、旧日本軍飛行場用地問題の解決を図るため、旧鏡水地域地主で構成される旧小禄飛行場字鏡水権利獲得期成会の要望を受け、内閣府の特定地域特別振興事業により鏡水コミュニティセンター整備事業（事業費 9 3 6, 0 2 1 千円）として建設した施設であることから、特定地域住民が共同して利用する施設として設置されている。また、条例で、特定地域住民で構成される団体を議会の議決を経て指定管理者として指定するものとされており、鏡水自治会が非公募により指定管理者となっている。

管理運営委託料は、管理運営に関する基本協定書により無料とされ、那覇市は負担していない。施設の維持管理費についても指定管理者が負担するものとされている。鏡水ふれあい会館の管理運営費は、旧鏡水地域住民で構成される郷友会からの補助金で賄われている。（平成 2 4 年度収支報告における収入内訳は、会費収入 2 9 2 千円、補助金収入 7, 2 2 0 千円、開館使用料収入 6 1 千円、その他収入 3 4 6 千円）

また、当該開館が建設されている土地は、旧鏡水地域住民で構成される団体の所有で、那覇市は無償貸借契約で借用している。

【意見】

鏡水ふれあい会館の管理運営は、指定管理者制度本来の趣旨に沿ったものではない。鏡水ふれあい会館は、沖縄県において、先の大戦で飛行場用地として、強制的に土地を接収されたにもかかわらず、戦後用地の払い下げを受けられなかった旧地主の方々への

慰藉につながる問題解決策として、旧軍飛行場により地域社会が分散し、伝統・文化等の進展が阻害された背景を持つ特定地域住民が共同して利用する施設として設置されたものである。

そのような経緯から、那覇市は直接、管理運営せず、指定管理者制度を利用して、実質、譲渡と同じ効果をもたせている。

しかしながら、鏡水ふれあい会館是那覇市の公の施設であり、基本協定書において、リスク・責任分担が明示されており、1か所50万円を超える施設等の修繕、指定管理者の責めによらない第三者への損害賠償・火災等による施設等の損害に対する責任是那覇市が分担している。

鏡水ふれあい会館は、鏡水自治会へ譲渡を行う等、那覇市の公の施設として維持すべきかどうか長期的な視点で検討すべきである。



直営施設の結果及び意見（まとめ）

※ 「その他」は該当しない場合は現状では判断できない場合

所管課	直営施設名	施設管理全般						指定管理者制度導入の可否			その他の監査結果意見（主なもの）		
		有効利用されているか		施設運営コストは適切か		維持管理は適切か		可	否	その他			
		いる	いない	その他	適切	適切でない	その他					適切	適切でない
平和交流・男女参画課	なは女性センター		○				○		○			・備品管理が適切でない	
	保健センター		○				○				○	・備品管理が適切でない	
	北保健センター		○				○				○	・北保健センターは廃止すべき	
健康増進課	古波蔵ふれあい館		○			○			○			○	・利用料金収受に改めるべき
	那覇市療育センター		○			○			○		○		・立地場所を変更すべき
	めおと橋保育所	○				○			○			○	
こどもみらい課	松川保育所	○				○			○			○	
	樋川保育所	○				○			○			○	
	宇栄原保育所	○				○			○			○	・耐震化に問題あり
	若狭浦保育所	○				○			○			○	・民間保育園との差別化が困難である
	久場川保育所	○				○			○			○	
	与儀保育所	○				○			○			○	
	赤平保育所	○				○			○			○	
	天久保育所（総称：あめくみらい幼稚園）	○				○			○			○	
	大道保育所	○				○			○			○	
	那覇市立壺屋焼物博物館		○			○			○				・人件費の削減が必要である
	那覇市歴史博物館		○			○			○				・アンケート調査の回収率を高めるべき
市民文化部博物館・文化財課	王陵		○			○			○				・市民の利用促進を図るべき
	識名園		○			○			○				・市民の利用促進を図るべき
	那覇市民会館		○			○			○				・業務の効率化を進めるべき
文化振興課	那覇市パレット市民劇場		○			○			○				・施設の売却、移転も検討すべき
	那覇市民ギャラリー		○			○			○				・施設の売却、移転も検討すべき

直営施設の結果及び意見（まとめ）

※ 「その他」は該当しない場合が現状で、は判断できない場合

所管課	直営施設名	施設管理全般						指定管理者制度導入の可否			その他の監査結果意見（主なもの）
		有効利用されているか		施設運営コストは適切か		維持管理は適切か		可	否	その他	
		いる	いない	その他	適切	適切でない	その他				
商工農水課	壺川漁港代替船揚場施設		○			○			○		・操業の実態にあわせた利用料管理の徹底が必要
	泊船揚場施設		○			○			○		・操業の実態にあわせた利用料管理の徹底が必要
なはまちなか振興課	第一牧志公設市場		○			○				○	・施設の老朽化著しい
	牧志公設市場		○			○				○	
	若松公設市場		○			○			○		・使用料、電気水道料金滞納分の回収に努めるべき
	田原公設市場		○			○				○	
	宇栄原公設市場		○			○				○	
	なは商人塾		○			○			○		・事業の再検討が必要
	那覇市中心商店街にぎわい広場		○			○				○	・デッキ創設が必要であったが疑問である
生涯学習課	那覇市中央公民館		○			○					・老朽化が著しい
	那覇市久茂地公民館		○			○			○		・公民館の教育的機能をさらに高める必要がある
	那覇市小禄南公民館		○			○			○		
	那覇市首里公民館		○			○			○		
	那覇市石嶺公民館		○			○			○		
	那覇市立中央図書館		○			○				○	
	那覇市立久茂地図書館		○			○				○	・老朽化が著しい
	那覇市立小禄南図書館		○			○			○		・有効登録者数を増やし、貸出冊数を増やすべき
	那覇市立首里図書館		○			○				○	
	那覇市立石嶺図書館		○			○				○	
環境保全課	那覇市識名重園（1カ所）		○			○			○		・那覇市墓地等に関する基本方針に沿った運営が必要
	那覇市識名重園付属納骨堂（1カ所）		○			○			○		・使用料滞納分の回収が必要
公園管理課	那覇市真嘉比遊水地多目的広場（1カ所）		○	○					○		・市単独管理の下記公園に合わせて監査した
	那覇市公園（168カ所）		○			○			○		・公園の費用対効果を住民に示すことが必要である
上下水道局	水道施設（10ヶ所）（垣花ポンプ場他9件）	○						○		○	・さらなる事業の効率化が必要である
	下水道施設（10ヶ所）（赤嶺排水中継ポンプ場他9件）	○						○	○	○	・さらなる事業の効率化が必要である

ニ) 那覇女性センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市銘苅 2-3-1
所管課	新都心銘苅庁舎（総務部管財課→市民文化部まちづくり協働推進課） なは女性センター：総務部 平和交流・男女参画課
供用開始年月	新都心銘苅庁舎 平成 15 年 5 月 19 日 (なは女性センター 平成 15 年 5 月 26 日)
設置目的	女性に関する諸問題についての学習、交流その他の活動の機会及び場を市民等に広く提供することにより女性の地位向上に資する。
設置根拠条例	なは女性センター条例
主な施設種類	市庁舎（新都心銘苅庁舎）
敷地面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 4,076.00 m ² （内なは女性センター 359.1 m ² ）
延床面積（公有財産表）	新都心銘苅庁舎 8,857.27 m ² （内なは女性センター 359.1 m ² ）
施設取得費	新都心銘苅庁舎 建物： 0 円（H25.5.15 贈与） 土地：757,163,058 円
開館時間	（月～金）9～21 時 （土）9～17 時
休館日	日曜・祝日・慰霊の日（6/23）・年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	使用料なし。
施設の特徴	なは女性センターは、新都心銘苅庁舎の 1 階に設置されており、女性に関する諸問題についての学習活動グループに、学習室等を提供している。資料室では図書、女性学講座などの各種資料の閲覧や貸し出しなどを行っており、相談室「ダイヤルうない」では、女性の抱える様々な相談に応じ、情報提供している。 新都心銘苅庁舎（建物）は、事業者（リース会社）より 10 年間リース方式で賃借（平成 15 年 5 月 16 日～平成 25 年 5 月 15 日、リース料総額 1,387,095,000 円）。リース満了後に無償譲渡、所有権移転（平成 25 年 5 月 15 日）。銘苅庁舎利活用基本方針（H24 年 8 月策定）により本市の重要施策である市民協働のための拠点として位置づけ、市民協働団体の育成と連携に資する施設とし、また、隣接する IT 創造館への企業入居ニーズに対応するとともに、市民協働の連携・支援の仕組みづくりを組み込んだ施設として整備する。H26 年度に改築工事を予定している。

1. 監査の結果と意見

(1) 備品台帳の整備について

なは女性センター（直営施設）往査時、備品台帳に基づく備品の実査を行った結果、台帳に記載されていない備品があった。平成 24 年 12 月の新総合庁舎の完成に伴い移転した他の部署から移管されたものであるが、備品の移管処理が備品台帳上、適切に行われていなかったことに因る。備品管理上、取得、廃棄処分、移管等現物の動きが洩れなく備品台帳に反映されていない。

【意見】

備品台帳がきちんと整備されていれば、どの施設にどの備品があるのかを正確に把握することができる。全庁的な視点から、備品管理を行うことができ、各施設間各部署間での移管を行うことにより、備品購入コストを削減することができる。資産保全上は、当然のことであるが、コスト削減の面からも備品台帳は実際そこにある備品が把握できるように整備すべきである。

(2) 子ども室（和室）について

講座やサークル利用の際、一時保育等に使用するための子ども室（和室 31.9 m²）が設置されているが、利用率が低い（平成 24 年度月平均 6 件 利用者数 5 人/件）。女性センターによると、電話相談室と子ども室の間の壁は、消防法により天井まで遮ることができないため、壁の上部が開口されていることにより、電話相談の内容が洩れてしまうので、使用を制限していることによるとのことであった。施設が有効に活用されていない。

子供室と壁の上部写真、上部が空いている



【意見】

子ども室の必要性を検討したうえで、場所の移動等行うなど施設の有効活用を行うべきである。

（３）施設の稼働率について

女性センターの学習室利用状況把握における稼働率の算出は、利用件数を開館日数×時間単位数で除して算出しており、高い稼働率が示されている。この算出計算によると講座件数あるいは、利用団体による利用件数により件数が増加すると利用者数に関係なく高い稼働率が算出される。

なは女性センター利用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	292	292	292	293	290
第1学習室					
件数(件)	491	558	724	711	747
利用者数(人)	2,975	3,967	4,390	4,643	4,298
稼働率	59.4%	67.8%	87.8%	85.9%	90.4%
第2学習室					
件数(件)	711	703	787	783	799
利用者数(人)	7,893	7,366	7,627	8,472	8,316
稼働率	86.1%	85.2%	95.4%	94.6%	96.8%
和室(こども室)					
件数(件)	119	104	83	138	73
利用者数(人)	570	501	504	691	367
交流室・資料室					
利用者数(人)	2,463	2,353	3,327	4,915	3,754
来室者数(人)	2,908	3,012	4,514	4,034	2,971
相談室					
電話件数(件)	1,574	1,566	1,665	1,844	1,662
面接件数(件)	161	153	222	186	196
法律相談(弁護士)	35	27	24	26	27
合計人数	18,579	18,945	22,273	24,811	21,591

※学習室の利用者人数＝講座受講者＋サークル利用者

※交流室の利用者人数には、図書貸出利用者を含む

※学習室年度別稼働率＝年間利用件数÷（年間開館日数×時間単元数）×１００

※時間単元数に入る数字は、平日は、朝・昼・晩の３、土曜日は朝・昼の２

【意見】

例えば、平成 25 年 3 月期 4 月の第 2 学習室（テーブル 20 台椅子 80 脚収容）の稼働率は件数 68、利用者数 634 人、開館日数 24 日、時間単元数（※）平均 2.83 で稼働率は $68 \div (24 \times 2.83) \times 100$ で 100%（表 1）と算出されているが利用者数を学習室の収容可能数で除すると $634 \div (80 \times 2.83 \times 24) \times 100$ で 11.7%（表 2）の低い稼働率となる。センターの目的がどの程度達成されたかどうか判断する指標として、どちらも十分とはいえないが、講座数や利用団体の件数のみを用いた指標であると、受講生の人数や利用団体の人数が埋没した指標となっており、指標として、十分とはいえない。

利用状況 平成24年4月 (表1)

	平成24年4月
開館日数(日) A	24
開館日数×時間単元数 B	68
第1学習室	
件数(件) A	64
利用者数(人)	422
月別稼働率 $A \div B$	94.1%
第2学習室	
件数(件) C	68
利用者数(人)	634
月別稼働率 $C \div B$	100.0%

利用状況 平成24年4月 (表2)

	平成24年4月
開館日数(日) A	24
開館日数×時間単元数 B	68
第1学習室 20人収容可能	
$20人 \times B : F1$	1,360
利用者数(人) D1	422
月別稼働率 $D1 \div F1$	31.0%
第2学習室 80人収容可能	
$80人 \times B : F2$	5,440
利用者数(人) D2	634
月別稼働率 $D2 \div F2$	11.7%

(4) 指定管理者制度の導入について

指定管理者制度を導入しない理由として、①受益者負担の考えのもとでの有料化は女性センターの設置目的から適さないこと ②相談内容はプライバシーに係る事項であり、高度な公的責任や専門性が要請されるため市が直接対応することにより相談者に

とって安心感、信頼性が高まること ③「配偶者暴力相談支援センター」の設置に関する調査・研究を行っており、相談やカウンセリング、自立支援、保護施設、保護命令制度の情報提供その他の援助などの業務を予定している女性センターを民間へ管理委託することは適当でないことを挙げている。

【意見】

しかしながら、「女性関連施設の指定管理者導入施設に関する調査報告・事例集」（平成24年3月独立行政法人国立女性教育会館）によると、女性関連施設の指定管理者制度導入状況は、357施設のうち93施設（26.1％）で、行政区別の導入では、都道府県が57.1％、政令指定都市が57.7％、市区が16.7％となっており、沖縄県においても指定管理者制度が導入されており、沖縄県男女共同参画センター施設については、「沖縄県男女共同参画センター運営管理団体」が指定管理者となっている。

指定管理者制度においては、期間を定めて指定するため、雇用等が途切れる問題、経費の節減を目的とするため賃金が上がらないという問題も抱えているが、自由な発想で事業展開ができること、市民ニーズが反映されやすい、競争原理の導入による市民サービス向上と効率的運営などもメリットとしてあげられている。

那覇市女性センターは、相談員以下、7名の非常勤職員で運営されており、導入しない理由の②は説得力に欠ける。また、理由①で有料化は設置目的から適さないとしているが、学習室の利用状況は、開催講座を除くと利用団体は、趣味的サークルも多く、そのようなサークルの利用においても利用料は無料となっており、公民館における利用が有料であることに比べ公平性を欠く。女性センター本来の目的を達成するための会議等における使用について無料とするのは、指定管理者制度においても採用される。③の事業についても那覇市独自で行うよりは、市民ニーズの反映、市の枠を超えた行政間の連絡など市民サービス向上が図れる可能性がある。また、経費面において、上記指摘されているような指定管理者制度の問題点はあるものの、市担当職員の業務減少による人件費の削減効果は発生する。那覇市においても、センターの現状と、指定管理者制度導入のメリット、デメリットを比較検討し、導入するか否かを検討すべきである。

女性センター関連費用

(単位:千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(市担当職員人件費積算額)	5,926	5,470	7,018
(一般管理費)			
時間外勤務手当	663	654	834
使用料	221	231	216
団体負担金	235	185	230
男女共同参画計画推進事業	71	112	410
計	1,190	1,182	1,690
(女性センター管理運営費)			
非常勤職員報酬(7人)	13,966	13,999	14,061
報償費(講師謝礼金)	418	405	411
消耗品費	100	94	106
使用料及び賃借料	336	350	245
計	14,820	14,848	14,823
(自殺対策強化事業費)			180
(「思春期の心と体」のための意識開発事業 (DV 対応意識啓発事業)※		3,249	1,688
計	0	0	1,868
合計	21,936	24,749	25,399

なは女性センター利用状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開館日数(日)	292	292	292	293	290
第1学習室					
件数(件)	491	558	724	711	747
第2学習室					
件数(件)	711	703	787	783	799
件数計	1,202	1,261	1,511	1,494	1,546
講座回数	29	26	24	31	23
差引:利用団体 による使用	1,173	1,235	1,487	1,463	1,523



那覇女性センターが入居する那覇市旧銘苅庁舎

ヌ) 保健センター、北保健センター

・施設の概要（保健センター）

項目	内容
所在地	那覇市金城 3 丁目 5 番地の 3
所管課	那覇市健康福祉部健康推進課（平成 25 年度は健康部地域保健課）
供用開始年月	平成 4 年 9 月 7 日
設置目的	市民の心身の健康を保持し、及び増進することに資するとともに地域住民の福祉の向上を図る
設置根拠条例	那覇市保健センター条例
主な施設種類	保健福祉施設
敷地面積（公有財産表）	6,007.26 m ²
延床面積（公有財産表）	2,005.48 m ²
施設取得費	1,151,371,177 円
開館時間	月～金 8:30～17:15
休館日	国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	無料
施設の特徴	市民の健康づくりの拠点として設立。保健師が常駐し、市民が健康でいきいきと過ごせるためのお手伝いをしている。当施設は、乳幼児健診やがん検診及び特定健診（集団健診）の場としても利用されている。

・施設の概要（北保健センター）

項目	内容
所在地	那覇市古島 2 丁目 31 番地 1
所管課	那覇市健康福祉部健康推進課
供用開始年月	平成 12 年 4 月 1 日
設置目的	市民の心身の健康を保持し、及び増進することに資するとともに地域住民の福祉の向上を図る
設置根拠条例	那覇市保健センター条例
主な施設種類	保健福祉施設

敷地面積（公有財産表）	0 m ²
延床面積（公有財産表）	280.0 m ²
施設取得費	91,834,490 円
開館時間	月～金 8：30～17：15
休館日	国民の祝日に関する法律に定める国民の祝日、慰霊の日（6/23）、年末年始（12/29～1/3）
利用料金等	無料
施設の特徴	首里・真和志地域の保健サービスの利便性を図るため、市立病院敷地内に開設。市民が健康づくりのサークル活動場所として利用できる。保健師が常駐し、市民が健康でいきいきと過ごせるためのお手伝いをしている。

1. 監査の結果と意見

（1）施設概要及び利用状況について

那覇市保健センターは、平成4年9月供用開始されたが、建物は、昭和63年建設の鉄骨造りの建物で老朽化しているため、那覇市複合施設として平成30年度を目途に現在地において、建替が計画されている。現在における施設の敷地面積は、6007.26 m²、建物の延床面積は、2005.48 m²、施設取得費1,151,371千円である。建物は2階建で保健センターは1階部分を使用しており、2階部分は、那覇市学校教育部教育研究所が使用している。

那覇市保健センターの施設は、多目的ホール、プレイルーム、相談室、学習室、リハビリ室、調理室からなり、多目的ホール、プレイルームは乳幼児健診に年間200回以上利用されているが、学習室、リハビリ室、調理室はあまり利用されていない。

那覇市北保健センターは、首里・真和志地域の保健サービスの利便性を図るため、那覇市立病院敷地内に開設され、平成12年4月供用開始されている。建物延床面積は、280 m²で施設取得費は91,834千円である。利用状況は、母子保健事業で平成22年度12回141人、平成23年度25回75人、平成24年度32回279人とほとんど利用されていない。北保健センターで最も利用されているのは、市民自主サークル活動での利用であるが、これについても年間延利用者数5,000人前後であまり利用されていない。

【意見】

北保健センターについては、乳幼児健診における利用者も少なく、那覇保健センターでの検診も可能なこと、市民自主サークル活動は、公民館等他の施設においても可能で

あることから、廃止を検討すべきである。

（２）財産管理について

施設往査時、備品の現物実査をおこなったところ、所管の異なる部署の備品、使用不能のまま、除却処理が行われていない備品があった。また、保健センターでのリハビリ事業は平成１７年で終了したことにより、リハビリ設備は利用されることがなくなったが、一部の利用者が使用することもあるため、そのまま放置されていた。備品の管理は不十分であった。

【意見】

使用可能なリハビリ設備については、他に移管、寄付するなど、有効活用すべきである。

（３）指定管理者制度の導入

指定管理者制度の導入については、所管課から、保健センターには保健師が常駐し、施設管理を行っていることから、指定管理者制度には適さず、将来、保健センターの建替が行われ、施設の規模が拡大すれば指定管理者制度を導入する必要があるかどうか考えるとの回答を得ている。

【意見】

那覇市保健センターは、建物が老朽化し、建替が計画されており、施設の今以上の有効活用や経費削減効果はさほど期待できないことから、所管課の考えにも頷ける面がある。



ネ) 古波蔵ふれあい館

・施設の概要

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市古波蔵 4-7-7 1 階
所管課	健康増進課
供用開始年月	平成 13 年 7 月 1 日
設置目的	市民の健康相談、健康教育及び健康づくり事業の実施並びに地域ボランティア活動及び地域住民活動の拠点とし、市民による地域づくりの自主活動を推進するため
設置根拠条例	那覇市古波蔵ふれあい館条例
主な施設種類	保健福祉施設
敷地面積（公有財産表）	984.06 m ²
延床面積（公有財産表）	762.5 m ²
施設取得費	財団法人沖縄県国際交流人材育成財団より贈与
開館時間	9：00～21：00
休館日	祝日、年末年始、慰霊の日
利用料金等	無料
施設の特徴	市民の健康づくりの場として、またボランティア及び地域住民の活動の場として利用できる。

1. 監査の結果と意見

(1) 施設の状況について

古波蔵ふれあい館の建物は、沖縄県より、無償譲渡を受けた築 45 年の中古建物で、平成 13 年 7 月供用開始された。平成 13 年に介護予防拠点整備事業（100%国庫補助、工事費 9,072 千円）を活用し、1 階ふれあい館部分の改修工事を行っている。当該建物は、老朽化が激しく平成 25 年度末に閉鎖予定となっている。平成 26 年度には建物の解体が予定されており、解体まで無人となる施設管理については、機械警備・立入禁止柵を設け対応する予定となっている。なお、過去 3 年間、1 件百万円以上の補修工事はない。

建物の 3 階には古波蔵児童館が入居しており、外壁及び建物内部の危険部分をネットで覆って人身事故を予防する一時的な対応策が講じられているが建物全体が危険な状

態にある。

なお、このような状況から、平成 26 年 2 月那覇市議会定例会において、古波蔵ふれあい館の廃止条例が提案されている。

【意見】

無償譲渡された中古の建物の内部を改修して使用しているが、建物全体の防水処理等の維持修繕が行われておらず、室内は使用可能であるが、建物自体が危険な状態で取り壊さないといけない状態になっている。今後建設される公共建築物について、「公共建築物の長寿命化」を目指した最適維持管理が望まれる。

（２）設置目的と利用状況並びに管理運営費について

古波蔵ふれあい館条例によると、市民の健康相談、健康教育及び健康づくり事業の実施並びに地域ボランティア活動及び地域住民活動の拠点とし、市民による地域づくりの自主活動を推進するためふれあい館を設置するとなっている。利用状況をみると卓球、空手、琉舞、ダンスなどの健康サークル活動が主となっており、地域ボランティア活動、地域住民活動の拠点として利用されているかは疑問である。利用状況は、ほぼ公民館における利用状況と類似しているが、公民館は室料が発生するが、ふれあい館の室料は無料である点が異なる。

また、管理運営事業予算は、4, 3 1 3 千円で、担当職員の人件費は、冷房使用料等の集金を兼ねて月 4 回程度 1 回 2 時間程度の作業量のため 1 4 3 千円となっており、担当職員人件費込維持管理費は 4, 4 5 6 千円である。このうち、施設利用の受付業務・清掃業務の委託先である、ふくぎの会へ支払われる委託料は年間 3, 3 2 8 千円で維持管理費の 7 4 % となっている。

【意見】

冷房料は徴収しているが、室料は無料となっている。公民館と同じような利用状況にあり、利用者に利用料金を負担させるべきである。

ちなみに、公民館のホール使用料 1 時間あたり 9 3 0 円で概算すると年間利用回数 1 2 0 8 回×1 時間×9 3 0 円で 1, 1 2 3 千円の収入となる。多額ではないが、公平性の観点から利用料金負担は必要と考える。

（３）現金等の管理について

施設往査時、現金（冷房使用料）の管理状況を調べた結果、管理帳簿、調定調書、現金納付は適切に行われていた。また、備品台帳に基づき、備品の実査を行ったところ、台帳との不一致はなく、使用不能な備品もみられなかった。

現金等の管理は、適切に行われていた。



ノ) 那覇市療育センター

・施設の概要

項目	内容
所在地	那覇市鏡原町 10 番 40 号
所管課	こどもみらい部こどもみらい課
供用開始年月	1982（昭和 57）年 5 月 7 日
施設目的	・ 障がい児の早期療育事業を促進します。 ・ ひとりひとりのニーズに合わせ、発達に援助を要する子とその保護者を支援します。
施設根拠条例	那覇市療育センター条例
主な施設種類	障害者施設
敷地面積（公共財産表）	1,371.49 m ²
延床面積（共有財産表）	685.27 m ²
施設取得費	124,550,000 円
開館時間	8：30～17：15
休館日	土・日曜日、年末年始（12 月 29 日～1 月 3 日）、国民の祝日、慰霊の日（6 月 23 日）
利用料金等	児童福祉法第 21 条の 5 の 3 第 1 項の指定通所支援に要した費用（同項の通所特定費用を除く。）の 1 割を支払うものとする。 ただし、利用者は、世帯の所得に応じて、ひと月に負担する上限額（別表参照）が決められ、ひと月に利用したサービス量に関わらず、それ以上の費用負担を支払うことはない。 しかし、負担上限月額よりも、利用したサービス費の一割に相当する額が低い場合には、一割に相当する額を負担するものとする。
施設の特徴	1982 年国際障害者年記念事業として設立。沖縄県内唯一の公立の療育センターであり、身心障がい児通園事業の法外支援施設設立である。 施設の設置には義務的な根拠法はなく、当時の職員及び関係者の熱意により設立。 2006 年 4 月 児童デイサービス事業（障害者自立支援法）の実施 2013 年 4 月 障害児通所支援事業（児童発達支援、保育所等訪問支援）に移行

1. 監査の結果と意見

下記は那覇市療育センターの過去 5 年の利用状況である。

(1) 立地状況について

当センターは、1982 年国際障害者年記念事業として設立。沖縄県内唯一の公立の療育センターであり、身心障がい児通園事業の法外支援施設である。

那覇市鏡原町の漫湖河畔にあり、ほぼ海拔 0 メートル地帯に立地している。津波が来る可能性は低いとしても、仮に来了場合は、予測される被害の程度は甚大である。また高潮や洪水、浸水による被害は、恒常的にも起こりうるものとして警戒を要する地帯にある。

一朝有事の際は、近隣にある県立小禄高校への避難が、対応策として想定されているが、避難対象者に障がい児等が含まれることから、他の公の施設と比較しても被災リスクの高い状況にあるものと認識せざるを得ない。

【意見】

この必ずしも恵まれない立地は、当該施設の設置に義務的な根拠法がなく、当時の職員及び関係者の熱意により設立されたもので、強制性がなかったこと、この様な福祉施設の意義に対する、当時の社会的理解の浅さなどが影響したものとも思われる。

今後、那覇市は中核市として、市民に対する療育センターの事業の意義を、深く認識するのであれば、そもそも現在のような立地を回避し、本来、相応の場所を提供する必要がある。

現実には、当センターが築 30 年と耐用年数そのものには余力が見込まれることや、財政事情から、短期的な意思決定が行いにくい状況は理解できる。ただし、この様な公の施設の建設に対して、今後も国の財源措置は原則として望めない見通しである。

したがって他の施設との合築等の工夫により、建設財源を確保する機会が見込めるならば、耐用年数に縛られることなく、果断に立地の変更を行うよう、機動的に検討する必要がある。

(2) 指定管理者の導入可能性について

療育センターは通園事業に加え、相談事業、訓練事業の 3 本柱で効率的かつ専門的に事業が組まれており、市直営という運営形態が、発達のお子さんや育てる若い保護者に大きな安心を与えているとして、市は指定管理者制度の導入を考えていない。

確かに施設の往査や担当者への聴取を通じ、特に相談事業、訓練事業を中心とする一定の専門的能力や高い熱意を垣間見ることができる。

ただ近年においては、障がい児通所支援事業を中心に、社会福祉法人等の事業展開がみられること、政令指定都市のほか八王子市など中核市の一部においても、指定管理者の導入が図られ一定の成果を得ていることなどから、那覇市においても、いたずらに導入可能性の検討すら排除することは、適切ではない。

仮に指定管理者を導入した場合においても、国 50%・県 25%の財源措置は現行と変わらず、少なくとも利用者負担において不利益が生ずることはない。

また非常勤職員 43 人の人件費を含む平成 24 年度の療育センター予算経費 67,271 千円のほかに、管理に直接従事している正規職員 13 人分の人件費が 88,320 千円あり、指定管理者を導入した場合、財政上のメリットが少なからず生ずる可能性がある。

【意見】

障がい児通所支援事業は、他の相談・訓練・障害児保育支援・児童施設支援事業と一体化して行うほうが利用者に有益であり、一体化して提供できるのは、直営が最適であるとの立場を市は採っている。

しかし、指定管理者においてこれが可能か否かを判断することは、障がい児福祉への高い知見を持たざる者にとっては困難であり、そもそも参入に意欲を持つ事業者は療育センター業務の内容や評価等を明らかにする機会なくしては、指定管理者の導入の可否を判断することは難しいものと思われる。

現在、療育センターでは、相談事業や通園事業、理学療法事業など年毎の実施件数を計ったり、実施した講演会に係るアンケートを実施してはいるが、例えば利用者の満足度調査を、事業別に 5 段階で行うなどの試みは行っていない。

仮に指定管理者を志向する事業者がある場合、業務の内容について当センターへのヒアリングの場を設けたり、利用者の満足度調査を実施し、その結果を明らかにして、参入の可否を検討させる機会を与えることが望ましい。

また行政の側からは、財政上のメリットを一切度外視して、参入に意欲を示す事業者について、あくまで直営と同等以上のサービスの質・量・バラエティーを確保できるか、専門的立場から、過去の実績の調査やヒアリング等を介して判断すべきである。

仮にこれを担保する事業者が認められる場合、指定管理者制度へ移行することを排除すべきではないと考える。

ただし、選定委員会による評定においては、民間事業者が指定管理者をつとめることにより、経費の削減など、財政上のメリットを大きく得られることが明らかであるとしても、サービスの質・量の面で、少なくとも現行の直営体制による水準を確保できる評価点が得られない場合、引き続き直営の体制を維持させる仕組みとすべきである。



ハ) 那覇市保育所

以下の施設概要は、直営施設で視察を実施した保育所の概要である。なお、平成 25 年度から民営化された安謝保育所は除いている。

・施設の概要（与儀保育所）

項目	内 容
所在地	那覇市樋川 2－5－2 1
所管課	那覇市こどもみらい部こどもみらい課
供用開始年月	昭和 42 年（1967 年）7 月
設置目的	保育にかける乳児又は幼児を保育することを目的とする。
設置根拠条例	那覇市保育所設置及び管理条例、那覇市保育所設置及び管理条例施行規則
主な施設種類	保育所
敷地面積（公有財産表）	県有地借地（1, 2 5 0 . 4 m ² ）
延床面積（公有財産表）	5 7 9 ・ 5 5 m ²
施設取得費	国補助金 27,958 千円、一般財源 12,836 千円、 合計 40,795 千円
開館時間	午前 7 時 30 分から 午後 6 時 30 分（延長 午後 7 時 30 分）
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	別添：那覇市保育の実施等に関する条例、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則 参照
施設の特徴	通所保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり

・施設の概要（天久保育所）

項目	内 容
所在地	那覇市天久 1－4－1
所管課	那覇市こどもみらい部こどもみらい課、こども政策課
供用開始年月	平成 24 年（2012 年）4 月
設置目的	保育・教育を行う
設置根拠条例	那覇市保育所設置及び管理条例、那覇市保育所設置及び管理条例施行規則

主な施設種類	保育所
敷地面積（公有財産表）	天久小学校用地共用
延床面積（公有財産表）	766 m ²
施設取得費	国補助金 13,189,660 円、県補助金 1,879,000 円、 地方債 162,400,000 円、一般財源 49,272,010 円 合計 226,660,670 円
開館時間	午前 7 時 30 分から 午後 6 時 30 分 （延長 午後 7 時 30 分）
休館日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、12 月 29 日～1 月 3 日、6 月 23 日（慰霊の日）
利用料金等	別添：那覇市保育の実施等に関する条例、那覇市保育の実施等に関する条例施行規則 参照
施設の特徴	通常保育、障がい児保育、延長保育、一時預かり

1. 監査の結果と意見

（1）保育所施設の状況について

那覇市は平成 25 年 3 月末時点で、11 ケ所の市立保育所を直接運営しているが、このうち民営化 1 ケ所、他の保育所との統合 2 ケ所、廃止 2 ケ所により 6 ケ所の拠点保育所に収れんする計画である。拠点 6 カ所のうち天久、久場川、宇栄原の 3 ケ所は築 3 年以下の新設建物に移転済みであり、与儀保育所は平成 26 年 10 月に仮園舎に移転予定である。

参考）拠点6保育所の定員

保育所	定員(人)
久場川保育園	85
宇栄原保育所	90
与儀保育所	110
大道保育所	120
若狭浦保育所	108
天久保育園	86
合 計	599

しかし大道、若狭浦の 2 ケ所は、各々築 41 年、34 年の建物にあり、大道保育所に統合予定としている松川保育所は、築 49 年を経過している。これらの保育所については、1981 年の新耐震基準施行前に建築されており、現行基準に照らした耐震度不足が懸念される。

市は公立保育所について、特に耐震調査など行っていないが、会計検査院の調査によると、平成 24 年末における県内の公立小中学校及び高校における耐震化率は 78.2% であり、全国の 84.3% に比べて耐震補強が遅れていることが明らかにされている。

法的な強制性を伴わないにしても、今後、公立保育所についても新耐震基準に基づく安全性の確保が、利用者のニーズとして高まる可能性は大きい。

【意見】

公立の保育所の建設については、必ずしも、国による明確な財源的措置が見込みにくいことから、天久、久場川、宇栄原の3ヶ所の拠点保育所について、市は、市営住宅や市立小学校など他の公の施設との合築、部分入居など手法で建設を実現してきた。仮園舎に移転する与儀保育所も、数年内に地域の再開発事業の枠組みにおいて、建設コストを計算する予定であり、市の財政に寄与するこれらの貢献を多としないといけない。

しかし、例えば大道保育所については、こうした具体的プランが確立していないことから、これに統合予定の松川保育所を含め、今後の安全面との兼合いが問題となる。

市は、少なくとも現行基準に照らした耐震度調査を行い、リスクの程度を把握すべきである。その安全性の度合いによっては、利用者の不安を払拭するために、何らかの耐震補強措置が必要になるものと思われる。また、あまりに強度が不足しているような場合、合築等の具体化を待たず、新築工事が必要となる可能性も排除すべきではない。

また、安全面の要請とは別に、公立保育所において、2歳児未満に対する施設面積について、ほふく前乳児 1.65 m²、ほふく後 3.3 m²とする国の基準が適切に運用されていない可能性があり、早急な改善策が求められている。築年数の経過した保育所施設においても、面積を広げる措置が必要となる可能性があり、この面から何らかの対応が求められる。

（２）保育所管理運営費の状況について

以下の表にある通り、平成 24 年度における直営保育所の収支実績において、直営の 10 保育所の保育所管理運営費は 358,615 千円であり、その主な内訳は非常勤職員や臨時職員に係る人件費 201,905 千円、賄材料費や光熱水費など需用費 133,270 千円、委託料や備品購入費などその他が 23,440 千円である。これを賄う収入のうち、保護者負担金など 66,338 千円をのぞく 292,277 千円が一般財源となっている。

この収支実績には指定管理者が導入された安謝保育所（H25 年度から民営へ移行）は含まれず、構成する保育所単独ベースの収支報告は作成されていない。また保育所に配属されている保育士等、市の正規職員 737,576 千円の人件費は、そもそも管理運営費には含まれていない。

直営10保育所の保育所管理運営費 単位:千円

支 出 内 訳	H22年度	H23年度	H24年度
非常勤職員報酬	37,889	45,724	50,309
時間外勤務手当等	15,669	12,810	12,296
臨時職員賃金	152,805	125,968	139,300
旅費・報償費	101	138	12
需用費	128,225	119,679	133,270
01 消耗品費	7,792	8,596	8,698
02 燃料費	1,309	1,257	1,081
05 光熱水費	22,630	19,808	23,210
06 修繕費(施設等)	11,841	8,928	7,702
08 修繕費(備品)	125	198	315
09 賄材料費	84,529	80,891	92,264
役務費	4,416	4,463	4,440
01 通信運搬費	1,293	1,275	1,195
03 手数料等	2,239	2,411	2,491
05 火災保険料	884	776	754
業務委託料	14,692	12,342	11,754
使用料及び賃借料	3,271	1,059	1,252
維持補修工事費	7,932	0	0
原材料費	348	289	266
備品購入費	8,396	6,111	5,659
負担費・賠償金	52	158	58
合 計	373,796	328,740	358,615

直営10保育所の管理運営費収入 単位:千円

収 入 内 訳	H22年度	H23年度	H24年度
保育所運営費保護者負担金	43,336	36,980	35,313
普天間飛行場周辺防音事業関連維持	0	0	208
土地貸付収入	2,815	3,598	3,598
れんらく帳売払収入	305	262	248
3歳以上児主食費(公立)	3,932	3,334	3,124
保育所職員給食実費徴収金	14,481	12,547	13,751
私用電話料	20	14	15
一時保育保護者負担金(公立)	5,556	5,229	8,593
延長保育保護者負担金(公立)	940	696	1,336
子育て応援Day利用者負担金	52	47	40
3歳以上児主食費常線分(公立)	139	135	112
保育所給食利用者実費徴収金	201	278	0
一般財源	302,020	265,620	292,277
合計	373,796	328,740	358,615

平成 24 年度は、平成 23 年度に比べ約 29,875 千円運営費が増えているが、(旧) 泊保育所から移転新設された天久保育所の規模拡大に伴う、人件費その他の増加によるものである。

ただし、こうした年々の計上額の増減や内訳の構成などに留意することも必要であるが、民営化を仮定した場合との財政負担の違いに着目することが重要かと思われる。

現在、民間の認可保育所においては、保育所運営費について国・県から約 50%の補助がある。実際には、定員区分や年齢区分等により定められた保育所運営費単価表により措置されるため、機械的に 50%が補助されるわけではないが、結果としてこれに近い額が得られている。

ちなみに指定管理者を経て平成 25 年度から民営化された、あじや保育園について民営化後の運営費補助収入の水準について聴取したところ、概ね平成 24 年度における指定管理料 130,589 千円の水準になるとのことであった。当園の定員は 110 人である。

一方、市の 6 拠点保育所の合計定員は 599 人であり平均定員は約 100 人となる。もちろん、年齢区分の構成比など違いはあるものの、あじや保育園の例を参考に、民営化を仮定した大まかな補助金の水準を類推してみると、130,589 千円×100 人/110 人×6 ヲ所≒712,303 千円となる。これは先述した一般財源 292,277 千円に正規職員人件費 737,576 千円の 58%にあたるコストを加えた水準となる。一般に言われる公務員保育士に対する民間資格者等の人件費の低さを考慮すれば、ほぼ妥当な金額とも思われる。

これは、拠点保育所をすべて民営化したならば、市の支出は 712,303 千円×50%≒

356,151千円ですみ、国・県の補助分356,151千円について財政上のメリットを得ることを示唆する。もちろん、市の正規職員を民間雇用に転ずるなど、ドラスティックな前提を含むため現実的であるとは言えない。

しかし、いわば年間356,151千円の機会費用を負担して、公立保育所の事業を保ち続けているとも捉えられ、この点を認識しておく必要がある。

ところで、保育所の新設等整備を民間で行う場合、国の「安心こども基金」による補助などが想定される一方、公立の保育所についてこのような措置は見込みにくい。このため、市は他の公の施設の建設機会を利用して、合築による拠点保育所の整備を行うなど、建設コストの減少を図り、財政負担の軽減に努めていることは評価できる点である。

(3) 事業の評価について

現在、拠点保育所においては、通常の保育業務に加え、専業主婦を主に対象とした一時保育や預かり保育、さらに、障がい児保育や障がい児受け入れ事業などを行っている。

一方、親を対象に育児相談など子育てを応援する事業も行っており、天久、宇江原、久場川にある子育て支援センターなど他の機関との連携や、市立保育所の各保育士との連携を介して、総合的・複合的対応が可能としている。将来、拠点保育所すべてが支援センター機能及び給食室を持つ予定である。

なお、病児・病後児保育事業は他の児童の保健衛生上のリスクから、原則として行っていない。

これらの業務について、一定の専門性や高い熱意を有することは、拠点保育所への往査を通じて、十分窺い知れるところである。ただ、民間に比してどの程度の優位性があるか、専門的な知見をもたない者にとっては判断が難しい。

この点について、公立保育所の指定管理者を経て、民営化した保育園の経営者へ状況の聴き取りなどを行った。その結果、少なくとも障がい児保育を含む通常の業務については、民間事業者による参入が相当に進んでおり、公立保育所の優位性は認め難いのではないかと思料される。また病児保育についても、民間のみならず公立においてもこれを行っておらず、その優位性は同じく認められなかった。

他方、育児相談や子育て支援など、親に対応した業務については、市立保育所においては、相談業務に係る他の公的機関との連携が可能であったり、これまでの多くの相談事例を活用して相談者へ対応を行うなど、民間事業者にくらべ、公立保育所の方に優位性があるものと思料される。

また公立の保育所においては、恵まれた研修機会や実習などを通じ、より高度で専門的な保育スキルを獲得し、民間の保育園への何らかの指導的役割や先進的機能を発揮することも期待されるところであるが、この点についても、民間保育園の経営者に聴取を行ってみたところ、公立保育所によるそのような役割や機能を認識しておらず、民間において、特に恩恵を受けているとの事実は認められなかった。

【意見】

市立保育所の実施する事業については、高い専門性が認められるものの、民間保育園にくらべ、どの程度の優位性があり、差別化が図られているか把握が難しい。

そこで特に、子育て支援や相談業務、保育に関する指導的役割など、民間が事業として進展させることが難しいと思われる分野について、親や民間保育者など、受益者による評価の仕組みがあることが望ましいと考える。

例えば、一般的にみられる、「良い」～「悪い」を5段階で利用者が回答したシートを回収・集計して、量的質的データを作成する手法なども考えられるが、高い知見に基づく、より専門的、客観的な評価方法が必要である。

(2)で触れたように、拠点保育所の事業は、これを民営化した場合に得られるはずの国・県からの補助金や、人件費等の費用の削減など、財政上のメリットを得ることなく、行われているものと捉えることができる。したがって、本来このメリットを得られなくてもよいと納得できるほどの、高い事業の評価を得ることが求められている。

拠点保育所は、民間事業者への優位性を保ち差別化を図って、民営化により得られたはずの財政上のメリットを上回る評価を得よう、事業の実績を示すことが望まれる。



天久保育所（あめくみらい幼保園）



与儀保育所

ヒ) 那覇市立壺屋焼物博物館、那覇市立歴史博物館、^{たまうどうん}玉陵、識名園

・施設の概要（壺屋焼物博物館）

項目	内容
所在地	沖縄県那覇市壺屋 1 丁目 9 番 32 号
所管課	那覇市市民文化部博物館（平成 24 年度） 那覇市市民文化部文化財課（平成 25 年度より）
供用開始年月	平成 10 年 2 月 1 日
設置目的	焼物（陶器、磁器、土器及び瓦）に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資する。 (那覇市立壺屋焼物博物館条例第 2 条)
設置根拠条例	那覇市立壺屋焼物博物館条例
主な施設種類	博物館
敷地面積（公有財産表）	1, 187. 34 平方メートル
延床面積（公有財産表）	1, 852. 58 平方メートル
施設取得費	886, 527, 566 円
開館時間	午前 10 時から午後 6 時まで
休館日	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日及び慰霊の日（6月23日）にあたる場合を除く。） (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日
利用料金等	

	別表第1(第4条関係) <table><tr><th colspan="2" rowspan="2">区分</th><th colspan="3">観覧料(1人1回につき)</th></tr><tr><th>一般</th><th>高校生 大学生</th><th>中学生 以下</th></tr><tr><td rowspan="2">常設 展示</td><td>個人</td><td>315円</td><td>210円</td><td>105円</td></tr><tr><td>団体(20人 以上)</td><td>252円</td><td>168円</td><td>84円</td></tr><tr><td colspan="2">企画展示</td><td colspan="3">1,050円以内で市長がその都度定 める額</td></tr></table> 備考 保護者が同伴する小学校就学前の者は、無料とする。 別表第2(第10条関係) <table><tr><th colspan="2">使用料(1日につき)</th></tr><tr><td>入場料を徴収しない場合</td><td>入場料を徴収する場合</td></tr><tr><td>4,725円</td><td>14,175円</td></tr></table> 備考 入場料を徴収する場合とは、企画展示室の利用者が、入場料 (会費、賛助金、寄附金、募金等を含む。)を徴収する場合をいう。	区分		観覧料(1人1回につき)			一般	高校生 大学生	中学生 以下	常設 展示	個人	315円	210円	105円	団体(20人 以上)	252円	168円	84円	企画展示		1,050円以内で市長がその都度定 める額			使用料(1日につき)		入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	4,725円	14,175円
区分				観覧料(1人1回につき)																									
		一般	高校生 大学生	中学生 以下																									
常設 展示	個人	315円	210円	105円																									
	団体(20人 以上)	252円	168円	84円																									
企画展示		1,050円以内で市長がその都度定 める額																											
使用料(1日につき)																													
入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合																												
4,725円	14,175円																												
施設の特徴	壺屋焼物博物館は、330 年余の歴史を持つ沖縄の伝統工芸「壺屋焼」発祥の地「壺屋」の一角に立地している。 施設は、1 階（エントランスホール・ゆんたくコーナー・常設展示室）、2 階（事務室・常設展示室）、3 階（企画展示室・図書講座室）と屋外（湧田の平窯）から構成されている。 1 階エントランスホールは、無料スペースとなっており、焼物の基礎知識をパネルで紹介するとともに、常設展や企画展の導入のための資料展示をしている。ゆんたくコーナーは、焼物の DVD やビデオの視聴、地域の観光案内、休憩などに利用されている。 1 階の常設展示室では、沖縄の焼物の始まりから戦後の沖縄の焼物までを、壺屋焼の歴史を中心にその概略を追ったもので、次の五つに分類して展示構成されている。																												

	①沖縄の焼物の始まり ②沖縄の古窯 ―沖縄で生まれた陶器― ③壺屋焼の始まりと近世の壺屋焼 ④廃藩置県と近代の壺屋焼 ⑤戦後の復興と現代の壺屋焼 また、昭和 10 年代に造られた壺屋の民家の台所とその周辺部分を再現し、日々の暮らしの中で使われた壺屋焼の様子について紹介している。 更に、このコーナーでは 1 日に 8 回、吹き抜け空間の壁面をスクリーンにした映像シアターを上映しており、壺屋焼の代表的な技法、陶工たちの仕事の様子、壺屋焼が発展してきた歴史や壺屋のまちの魅力について紹介する映像を観ることができる。焼物作りへの理解を深める一助とするもので、18 分間上映される。 2 階の常設展示室では、「壺屋焼の特徴」で構成している。 このコーナーでは、赤瓦や壺屋焼の製法を紹介するとともに、壺屋焼に施された技法・使用方法によって作品を分類し、展示している。また、製作道具類や焼物を焼くときに窯で使う道具、陶土なども紹介している。 常設展示の特徴として、ふたつの窯跡の展示がある。 ひとつは、壺屋焼物博物館建設の際に敷地内で発掘された「ニシヌ窯」。常設展示室 2 階部分には、切り取って保存処理したものを、1 階部分には、層状になった窯の床層の断面を展示している。 ふたつめは沖縄県庁庁舎建設の際に発見され掘り出された瓦窯「湧田の平窯」で、窯跡を切り取り、保存処理したものを屋外に展示している。 3 階企画展示室は、博物館の自主企画展を催すほか、貸しギャラリーとして一般の方に利用していただく展示室である。 博物館周辺の壺屋地域には、壺屋焼工房や販売店が立ち並ぶとともに、いたる所に焼物に関する文化財や昔ながらの原風景が残っており、博物館で壺屋の歴史や文化を学び、周辺地域へ出発して行く構成となっている。
--	--

・施設の概要（歴史博物館）

項目	内容
所在地	那覇市久茂地 1 丁目 1 番 1 号 パレットくもじ 4 階
所管課	那覇市市民文化部博物館（平成 24 年度） 那覇市市民文化部文化財課（平成 25 年度より）
供用開始年月	平成 18 年 7 月 8 日
設置目的	歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため、那覇市歴史博物館を設置する。

	(那覇市歴史博物館条例第 1 条)
設置根拠条例	那覇市歴史博物館条例 (平成 18 年 3 月 31 日那覇市条例第 5 号)
主な施設種類	博物館
敷地面積 (公有財産表)	区分所有物件 土地面積 8, 2 3 5. 5 3 m ² の 1 億分の 1 9 3 万 2 千の区分所有
延床面積 (公有財産表)	8 1 0. 4 8 m ² 家屋番号 久茂地 1 丁目 1 番 1 の 17、18
施設取得費	9 0, 0 0 0, 0 0 0 円
開館時間	1 0 : 0 0 ~ 1 9 : 0 0
休館日	木曜日、年末年始 (12/28~1/4)、その他展示替による臨時休業あり
利用料金等	大人 300 円、大・高校生 200 円、小・中学生 100 円
施設の特徴	行政施設や各種企業、商業施設が集積し、文化振興の核といえる中心市街地に位置し、バス・モノレール等の交通結節点という地の利を有している。

・施設の概要 (玉陵)

項目	内容
所在地	那覇市首里金城町 1 丁目 3 番
所管課	文化財課
供用開始年月	平成 5 年 5 月 1 日
設置目的	世界遺産・国指定文化財 (史跡) を保護し、公開する
設置根拠条例	那覇市玉陵及び識名園条例
主な施設種類	玉陵墓室・東の御番所・奉円館 (展示室)
敷地面積 (公有財産表)	1 6, 6 8 9 m ²
延床面積 (公有財産表)	東の御番所 (118. 89 m ²) 奉円館 (268. 36 m ²)
施設取得費	無償譲渡
開館時間	午前 9 時～午後 6 時
休館日	なし
利用料金等	大人 300 円 (団体 240 円) 小人 150 円 (団体 120 円)
施設の特徴	第二尚氏の歴代国王の墓 平成 16 年度からは、新たに あがり うばんじゅ 東の御番所の一般公開

・施設の概要（識名園）

項目	内容
所在地	那覇市字真地4 2 1 番 7
所管課	文化財課
供用開始年月	平成7年1 1 月 1 日
設置目的	世界遺産・国指定文化財を保護し、公開する
設置根拠条例	那覇市玉陵及び識名園条例
主な施設種類	御殿・六角堂・番屋・駕籠屋・心字池・石橋・育徳泉
敷地面積（公有財産表）	4 1, 9 8 6 m ²
延床面積（公有財産表）	なし
施設取得費	無償譲渡
開館時間	4/1～9/30 午前9時～午後5時30分 10/1～3/31 午前9時～午後5時
休館日	水曜日（その日が休日及び慰霊の日に当たるときは、その翌日）
利用料金等	大人 400 円（団体 320 円）小人 200 円（団体 160 円）
施設の特徴	琉球王家最大の別邸、池の周りを歩きながら景色の移り変わりを楽しむことを目的とした回遊式庭園で琉球独特の工夫が見られる。

1. 監査の結果と意見（壺屋焼物博物館について）

（1） 施設の状況について

那覇市立壺屋焼物博物館（以下、「壺屋焼物博物館」という。）は、「焼物（陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。）に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため」（那覇市立壺屋焼物博物館条例第2条）、330年余の歴史を持つ沖縄の伝統工芸「壺屋焼」発祥の地「壺屋」の一角に立地している。

平成10年2月1日に供用開始されており、施設取得費は8億8,652万7,566円である（財源は起債及び自主財源）。

敷地面積は1,187.34 m²、延床面積1,852.58 m²で、1階（エントランスホール、ゆんたくコーナー、常設展示室）、2階（事務室、常設展示室）、3階（企画展示室、図書講座室）、屋外（湧田の平窯）から構成されている。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

(2) 利用者数について

壺屋焼物博物館の入館者数は、以下のとおりである。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入館者数(人)	19,118	16,094	15,635	14,257	17,131	18,920

平成19年度以降入館者数が減少したのは、平成19年に県立博物館が開館したためだとのことである。

【意見】

壺屋焼物博物館の入館者数は、上記のとおり推移しているが、平成19年度以降、年々落ち込み、平成22年度には年間約1万4,000人にまで落ち込んだが、その後平成23年度、平成24年度は回復している。

今後、効果的なPRにより新規の入館者を増やすこと、魅力ある企画展を開催するなどリピーターを呼び込むこと等、入館者数の増加のための取組みが期待される。

(3) 収支の状況について

壺屋焼物博物館の年間維持管理費用は、以下のとおりである。

(単位：円)

	事業名	節名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
①	博物館管理運営費	需用費	4,397,389	4,427,406	5,310,410
②		役務費	35,266	32,131	31,560
③		委託料	13,313,180	15,657,210	14,415,860
④		使用料及び賃借料	430,560	430,560	430,560
⑩	人件費	市職員人件費(5名)	34,460,000	33,800,000	33,140,000
合 計			52,636,395	54,347,307	53,328,390

【意見】

壺屋焼物博物館の設置目的は、「焼物(陶器、磁器、土器及び瓦をいう。以下同じ。)」に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展

に資するため」ということにあり、このような目的のために壺屋焼物博物館が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、壺屋焼物博物館は、施設取得費で８億８,６５２万７,５６６円を要している。

また、年間の収支は、平成２４年度で人件費約３,３００万円、業務委託費（警備・料金徴収・展示室監視業務、清掃業務、エレベーター保守点検業務、空調設備保守点検業務等）約１,４４０万円などを主とした支出があり、人件費以外で約２,０００万円の支出、人件費込みで約５,３００万円の支出である。他方、収入は、平成２４年度で入館料の年間約２８０万円である。

以上より、壺屋焼物博物館は、平成２４年度で年間５,０００万円のマイナスとなっている。

このように、壺屋焼物博物館は、市民の教育、学術及び文化の発展に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を要している。

しかし、施設利用料金について、博物館法第２３条本文は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と定めており、公立博物館においては、原則として、入館料等を徴収してはならないこととなっている。同条但書において、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と定めており、低額な入館料等の徴収が認められているが、本法の趣旨からして、市民が利用し難くなるような料金設定は許されない。収支健全化を主眼として料金設定してしまうと、高額な料金設定となってしまう、市民が利用し難くなってしまふおそれがあり、料金値上げには限界がある。この点、観覧料は、一般３１５円、高・大学生２１０円、中学生以下１０５円であり、利用し易い料金設定であり、施設の維持運営のための必要な対価といえ、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の教育、学術及び文化の発展のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性について、絶えず慎重に検討し

なければならないであろう。

(4) 人件費について

上記のとおり、人件費で年間3,314万円を要しており、事務職員2名、学芸員3名の5名の職員を配置している。

【意見】

壺屋焼物博物館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、施設の性質上、専門的な学芸員を配置しなければならず、3名の学芸員を配置する必要性は認められる。

他方、博物館警備・料金徴収・展示室監視業務については、年間915万6,000円の業務委託契約を締結しており、受付・観覧料徴収業務については、業務委託により別の職員が配置されているものと思われ、壺屋焼物博物館の職員は、当該業務に従事する必要はないものと思われる。このようなことからすると、壺屋焼物博物館の職員の業務は、施設管理等の事務が中心だと思われるが、2名の職員を配置することについては、やや疑問が残る。業務委託費を負担して受付・観覧料徴収業務を委託しているのであるから、それら委託業務との役割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

(5) アンケートについて

【意見】

壺屋焼物博物館においてアンケートを集計していたが、平成24年度の回収数が年間130件ほどである（7月、8月においては特別展開催のために常設展アンケート回収なし）。

年間1万9,000人ほどの入館者数からすると、アンケート回収率は極めて悪いと言わざるを得ない。アンケートは、入館者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握する上で重要なのであるから、アンケートの回収率を高めるべきである。壺屋焼物博物館において、アンケートは、入口付近に設置されているが、より手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、確実にアンケートを回収できる方法を模索すべきであろう。

(6) 指定管理者制度導入について

壺屋焼物博物館の指定管理者制度導入については、①施設用地を寄贈した町民会や地域団体から、壺屋焼の伝統保持のため、市直営の運営が要望されている、②壺屋町民会や、やちむん通り会、陶器組合等の地域団体との協働によるまちづくりを実践し

ており、博物館活動一環として地域活性化に向けた取り組みを行っている、③受託団体には、地域、寄贈者、他博物館との信頼関係の再構築や専門職員の養成が大きな負担となり、活動が制限される可能性がある、との理由で指定管理にそぐわないとして、市の直営としており、今後も指定管理者制度を導入する計画はないようである。

【意見】

指定管理者制度を導入しない理由としてあげられている上記①ないし③の理由は、十分尊重に値する。壺屋焼物博物館は、壺屋焼の伝統が残る壺屋に位置しており、町民会、やちむん通り会、陶器組合等の地域の団体と連携して存立している。地域や寄贈者、他博物館との信頼関係を構築しており、今後新たな管理者が信頼関係を構築することは容易ではない。また、学芸員は専門知識を有していることから、新たな学芸員を確保することは容易ではない。

このようなことからすると、公募で指定管理者を募集することは適切ではなかろう。

しかし、指定管理者制度導入の目的として、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上があげられることから、壺屋焼物博物館は、上記のとおり、年間5,000万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指さなければならず、経費削減のためには、指定管理者制度の導入も検討すべきであろう。

そして、上記のとおり、公募で指定管理者を募集することは適切でないとしても、非公募で、適切な団体を指定する余地はあると思われる。指定管理者制度を導入するにあたっては、上記のような指定管理者制度を導入しない理由に鑑み、市の職員が継続的に学芸員を務め、学芸業務については指定管理の対象としないことが相応しいと思われる。また、指定管理者は、地域との信頼関係構築と連携が重要であり、既に地域と信頼関係を構築している関係団体を指定管理者の対象とすべきであろう。

(7) 設置目的について

【意見】

壺屋焼物博物館の設置目的は、「焼物に関する市民の知識及び教養の向上を図り、もって市民の教育、学術及び文化の発展に資するため」（那覇市立壺屋焼物博物館条例第2条）であり、市民の利用により市民文化に資することを本来的な目的としている。

しかし、来館者は、市民よりも、県外の観光客の方が圧倒的に多く、上記設置目的にそぐわない現状となっている。

市民向けの講座を行うなど、市民を取り込む工夫をしていることは評価できるので、設置目的が上記のように市民文化に資することにある以上、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。



2. 監査の結果と意見（那覇市歴史博物館について）

（1） 施設の状況について

那覇市歴史博物館（以下、「歴史博物館」という。）は、「歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため」（那覇市歴史博物館条例第1条）、那覇市久茂地の商業施設「パレットくもじ」4階に設置されている。

平成18年7月8日に供用開始されており、施設取得費は9,000万円である。

延床面積810.48㎡で、エントランスホール、常設展示室、企画展示コーナー、特別展示室などを有している。国宝の琉球国王尚家関係資料1251点をはじめ、横内家資料や多くの方から寄贈を受けた美術品、古文書・記録資料、民俗資料など多数所蔵している。

市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（2） 利用者数について

歴史博物館の入館者数は、以下のとおりである。

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入館者数(人)	18,555	14,643	12,818	12,358	10,996	14,746	16,950
1日平均(人)	86	50	42	41	36	49	57

【意見】

歴史博物館の入館者数は、上記のとおり推移しているが、平成18年度以降、年々落ち込み、平成22年度には年間約1万1,000人にまで落ち込んだが、その後平成23年度、平成24年度は回復している。

この点、歴史博物館は、モノレールに広告を出すなど、近年広報に力を注いでいることから、ここ2年の入館者数回復に結びついており、評価できる。今後も、効果的なPRにより新規の入館者を増やすこと、魅力ある企画展を開催するなどリピーターを呼び込むこと等、入館者数の増加のための取組みが期待される。平成25年度以降、平成18年度並の入館者を回復させることができるのか、正念場を迎えているといえよう。

広告を行うにあたっては、当然に費用が発生するのであるから、闇雲に広告を行うのではなく、費用対効果を十分に吟味し、できるだけ効果的、効率的な広告を行うよう留意すべきであろう。

(3) 収支の状況について

歴史博物館の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

【歳入】

(円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
歴史博物館使用料	2,607,110	3,536,140	4,032,170

【歳出】

(円)

事業名	節名	平成22年度	平成23年度	平成24年度
一般事務費	光熱水費	4,213,001	3,184,496	3,138,444
一般事務費	委託料	1,745,100	1,745,100	1,740,900
那覇市歴史博物館事業	委託料	4,541,250	4,541,250	4,686,250
那覇市歴史博物館事業	使用料及び賃借料	49,140	49,140	49,140
人件費	市職員人件費(4名)	27,568,000	27,040,000	26,512,000
合計		38,116,491	36,559,986	36,126,734

【意見】

歴史博物館の設置目的は、「歴史及び文化に関する資料の収集、保存、展示、公開、調査及び研究をすることにより、市民の教養、学術及び文化の向上に寄与するため」ということにあることから、このような目的のために歴史博物館が果たす役割は小さ

くないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

ただ、上記のとおり、歴史博物館は、施設取得費で約9,000万円を要している。

また、年間の収支は、平成24年度で人件費約2,650万円、光熱水費約310万円、業務委託費（受付・観覧料等徴収業務、清掃業務、警備業務、害虫駆除業務、空調機保守点検業務等）約640万円などを主とした支出があり、人件費以外で約960万円の支出、人件費込みで約3,600万円の支出である。他方、収入は、平成24年度で使用料の年間約400万円である。

以上より、歴史博物館は、平成24年度で年間3,209万4,564円のマイナスとなっている。なお、平成22年度は3,550万9,381円、平成23年度は3,302万3,846円のマイナスである。

このように、歴史博物館は、市民の教養、学術及び文化の向上に資するという重要な価値や意義があるとしても、施設取得費や毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、施設利用料金について、博物館法第23条本文は、「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。」と定めており、公立博物館においては、原則として、入館料等を徴収してはならないこととなっている。同条但書において、「但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。」と定めており、低額な入館料等の徴収が認められているが、本法の趣旨からして、市民が利用し難くなるような料金設定は許されない。収支健全化を主眼として料金設定してしまうと、高額な料金設定となってしまう、市民が利用し難くなってしまふおそれがあり、料金値上げには限界がある。この点、観覧料は、一般300円、高・大学生200円、中学生100円であるところ、利用し易い料金設定であり、施設の維持運営のための必要な対価といえ、妥当な値段だと思われる。これ以上の値上げを行うと、利用者の負担が増大するのであり、市民が利用し易い料金設定という観点からすると、一定程度のマイナス収支はやむを得ないものと思われる。

また、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の教養、学術及び文化の向上のためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、これだけ多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性や施設存続の必要性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

(4) 人件費について

上記のとおり、人件費で年間約2,650万円を要しており、事務職員2名、学芸員2名の4名の職員を配置している。

【意見】

歴史博物館の運営にあたり、どの程度の人員と人件費を要するのか、その判断は難しいところである。

この点、施設の性質上、専門的な学芸員を配置しなければならず、2名の学芸員を配置する必要性は認められる。

他方、博物館受付・観覧料等徴収業務については、年間455万5,000円の業務委託契約を締結しており、受付・観覧料徴収業務については、業務委託により別の職員が配置されているものと思われ、歴史博物館の職員は、当該業務に従事する必要はないものと思われる。このようなことからすると、歴史博物館の職員の業務は、施設管理等の事務が中心だと思われるが、2名の職員を配置することについては、やや疑問が残る。業務委託費を負担して受付・観覧料徴収業務を委託しているのであるから、それら委託業務との役割分担、業務の効率化による人件費削減を目指すべきであろう。

(5) アンケートについて

【意見】

歴史博物館においてアンケートを集計しているが、回収数が年間200件ほどである。

年間1万7,000人ほどの入館者数からすると、アンケート回収率は極めて悪いと言わざるを得ない。アンケートは、入館者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握する上で重要なのであるから、アンケートを手に取りやすい場所に置く、入館や退館時に手渡しするなど、アンケートの回収率を高める方法を検討すべきであろう。

(6) 指定管理者制度導入について

歴史博物館の指定管理者制度導入については、①尚家から那覇市へ寄贈を受けた国宝を管理している、②県立博物館に比較して規模が小さい、との理由で指定管理にそぐわないとして、市の直営としており、今後も指定管理者制度を導入する計画はないようである。

【意見】

- (1) 指定管理者制度導入の目的として、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上があげられる。

この点、歴史博物館は、上記のとおり、年間3,200万円以上の費用を要する施設であり、絶えず経費削減を目指さなければならず、人件費をはじめとする経費削減のために指定管理者制度の導入を検討するべきであろう。

- (2) この点、博物館の指定管理者制度導入について、文化庁『美術館・博物館支の方策策定事業～まちに生きるミュージアム～』における「公立の美術館・歴史博物館の組織・運営状況に関する調査結果」（平成18年）によると、美術館・博物館等における指定管理者制度の導入状況は、以下のとおりである。

(館)

設置者別・博物館法区分別導入状況、指定管理者の業務範囲

		直営館	指定管理 制度導入館	学芸業務 のみ	管理業務 のみ	学芸業務 と管理業 務の両方	その他
都道府県立	登録 112	90	22	0	7	15	0
	相当 9	6	3	0	0	3	0
市区立	登録 315	267	48	0	4	42	2
	相当 58	42	16	0	2	14	0
町村立	登録 43	39	4	0	0	4	0
	相当 10	10	0	0	0	0	0
組合立	登録 2	2	0	0	0	0	0
	相当 1	1	0	0	0	0	0
合 計	550	457	93	0	13	78	2

(館)

種類別指定管理者の業務範囲

	指定管理者 導入館数	学芸業務 のみ	管理業務 のみ	学芸業務 管理業務 の両方	その他
総合	10	0	3	7	0

歴史	33	0	5	27	1
美術	50	0	5	44	1
合 計	93	0	13	78	2

指定管理者の種別と業務範囲

(館)

	指定管理者 導入館数	学芸業務 のみ	管理業務 のみ	学芸業務 管理業務 の両方	その他
財団法人	85	0	11	73	1
株式会社	6	0	1	4	1
有限会社	1	0	0	1	0
その他	1	0	1	0	0
合 計	93	0	13	78	2

美術館・博物館の指定管理者制度の導入は、全体の16.9%である。指定管理者の業務範囲をみると、全体では学芸業務と管理業務の両方を導入しているケースが78館で83.9%となっており、管理業務のみを導入しているケースは14%となっている。指定管理者の種別では、財団法人が85館(91%)を占め、株式会社・有限会社が7館(8%)である。

このように、指定管理者制度導入している博物館は多数あり、貴重な歴史資料を管理するという博物館運営のノウハウを有する団体が存在しないわけではなく、民間では重要な歴史資料を保管できないということはない。また、後述するとおり、学芸員は市職員が行い、管理業務のみ指定管理者が行うということもできる。

このようなことからすると、国宝を管理しているから指定管理者制度導入ができないということは理由にならないものと思われる。

また、県立博物館と比較して規模が小さいとしても、指定管理者制度導入による経費削減、サービス向上の効果は期待できないわけではないのであるから、規模が小さいという理由も説得力に欠ける。

- (3) 歴史博物館における指定管理者制度の導入・運用の検討を行う際には、博物館が有する以下の特徴を十分に踏まえる必要がある。

まず、博物館の業務の中では、学芸員の役割が重要である。博物館の運営においては、企画を担当する良質な学芸員を確保することが重要であり、とりわけ、博物館独自の資料・情報や地域の特性を理解した学芸員の確保、及びそれに基づく良質なサービス提供の継続性の担保が課題である。このような調査研究の継続性の観点から、実際に指定管理者制度が導入されている博物館では、学芸員は自治体の職員

としているケースが見られる。その場合には、それ以外の利用受付、広報・営業業務、維持管理業務等を指定管理者に委ねている。他方、学芸員の業務も全て指定管理者の業務としているケースもある。このように、学芸業務と管理業務の両方を導入する方法と管理業務のみを導入する方法があり、この点を検討すべきであろう。また、指定管理者制度を導入するとしても、地域や博物館の特性を把握している館長を起用することが重要であろう。

このように、博物館運営にあたっては、適切な館長や学芸員を安定的に確保することが重要であり、そのための体制作りについて、人事面を検討する必要がある。指定管理者の業務内容に学芸員の業務が含まれる場合には、優秀な人材に対して安定的な処遇を確保するよう検討が必要である。

なお、博物館の場合、市民等から作品・資料等が寄託・寄贈されるケースも多く、寄贈先に対する信頼感や公益性も求められる。地域の博物館で収蔵する作品・資料等は、地域の歴史や文化等を伝える貴重なものであり、博物館の管理者は地域の公共物である作品・資料等を管理する役割があることに留意する必要がある。

さらに、指定管理者制度を導入する場合、指定管理者が新たに業務を開始して現場に慣れるための期間、また次の応募のための準備を行うための期間を考えると、長期間の指定期間とすることも有効と考えられる。特に、博物館の場合には、数年前から企画展等の準備を行う必要がある場合があり、こうした学芸部門の業務が指定管理者に含まれる場合には、指定期間を長期に設定することが必要と考えられる。指定期間中の業務について外部委員等による評価を行い、高い評価を得られれば次の指定期間までを延長する、あるいは、次期公募審査において加点するといったインセンティブ付与の仕組みを導入することも有効であろう。

加えて、モニタリングは、指定管理者が、自治体から求められている業務を確実に履行しているかを確認するための行為であり、管理の基準に基づき自治体は適切にモニタリングを実施していく必要がある。評価の指標は、入場者数だけではなく、多角的側面から指定管理者が提供するサービスや業務のパフォーマンスの評価を行うべきであろう。

那覇市においては、博物館という特殊な施設の指定管理者の担い手がなく、公募しても複数の応募者が得られないこともあろう。また、指定管理者制度を導入した場合に、学芸員と指定管理者の連携が有機的に行えなければ、企画展の質の低下や博物館の設置目的に沿った運営が有効に行えなくなるおそれがある。このようなことも考慮し、指定管理者制度導入について検討すべきであろう。



那覇市歴史博物館（市HPより）

3. 監査の結果と意見（玉陵及び識名園について）

（1）施設の状況について

玉陵及び識名園は、「市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため」（那覇市玉陵及び識名園条例第1条）、設置されている。

玉陵は、所有者から無償譲渡を受け、平成5年5月1日に供用開始された。敷地面積は16,689㎡で、東の御番所（118.89㎡）、奉円館（268.36㎡）を要する。

識名園は、所有者から無償譲渡を受け、平成7年11月1日に供用開始された。敷地面積は41,986㎡で、御殿、六角堂、番屋、駕籠屋、心字池、石橋、育徳泉などの施設を擁する。

玉陵及び識名園は、いずれも市の直営であり指定管理者制度が導入されていない。

（2）収支の状況について

玉陵及び識名園の歳入歳出の年度別経費は、以下のとおりである。

収入の実績(過去3年分)

玉陵		(単価:円)	
内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入園料	19,265,355	19,975,290	20,778,150
書籍等販売	170,100	127,200	144,900
合 計	19,435,455	20,102,490	20,923,050

識名園

(単価:円)

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
入園料	25,116,180	25,144,200	29,194,240
行政財産目的外	436,552	400,319	524,329
書籍等販売	84,600	42,000	65,200
合 計	25,637,332	25,586,519	29,783,769

支出の実績(過去3年分)

玉陵

(単価:円)

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非常勤報酬	2,099,070	2,115,930	2,157,704
需用費	2,154,332	1,458,983	1,755,701
役務費	140,600	140,499	141,197
委託料	14,906,572	15,963,263	15,511,021
備品購入費	329,280	0	0
合 計	19,629,854	19,678,675	19,565,623

識名園

(単価:円)

内訳	平成22年度	平成23年度	平成24年度
非常勤報酬	2,204,194	2,218,608	2,182,644
需用費	4,079,161	4,531,833	3,567,738
役務費	363,822	242,894	217,532
委託料	25,764,748	24,918,404	26,022,343
備品購入費	398,055	0	70,625
合 計	32,809,980	31,911,739	32,060,882

(単位:円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市職員人件費	6,628,000	6,760,000	6,892,000

【意見】

玉陵及び識名園の設置目的は、「市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため」ということにあることから、このような目的のために玉陵及び識名園が果たす役割は小さくないものと思われ、市の費用負担によって施設を存続させる意義が認められる。

この点、年間の収支は、人件費は平成24年度で約690万円、玉陵の維持管理費用は約2,000万円、識名園の維持管理費用は約3,200万円で、合計約5,850万円ある。他方、収入は、平成24年度の入園料等は、玉陵が年間2,100万円、識名園が約3,000万円である。相当な入園料収入であり、今後も同程度の収入を維持していくことが期待される。

以上より、玉陵及び識名園は、平成24年度で年間781万1,686円のマイナスとなっている。なお、平成22年度は1,399万5047円、平成23年度は1,266万1,405円のマイナスであり、ここ3年間は収支が改善している。

このように、玉陵及び識名園は、市民の文化財に対する理解に資するという重要な価値や意義があるとしても、毎年の維持費に多額の費用を負担している。

しかし、文化や芸術に対しては、金銭的な価値や評価を下すのが難しく、文化に対する支出については、経済的合理性や費用対効果を測りづらい。どの程度の費用を支出すればどの程度市民の教養に資するのかなどという判断は到底できない。市民の文化財に対する理解に資するためにどの程度の費用をかけるべきか、非常に難しい問題である。

したがって、上記のような費用負担が妥当なものであるか、妥当でないのか、その判断は難しいところであるが、多額の費用の支出を余儀なくされている以上、漫然と施設運営をするのではなく、経費削減の可能性について、絶えず慎重に検討しなければならないであろう。

(3) アンケートについて

【意見】

玉陵及び識名園において、平成25年度からアンケートを実施しているところ、平成24年度まではアンケートを実施していなかった。

平成24年までアンケートを実施していなかったことは、極めて問題である。アンケートは、入場者や市民のニーズに沿った施設管理をする上で、入場者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握するために重要である。

アンケートが実施されることとなったことは評価できるが、漫然とアンケートを実施するのではなく、アンケート回収率を高めるよう留意しなければならない。また、

アンケートによって入場者や市民のニーズ、サービスに対する満足度を把握し、施設管理に反映させるべきである。

(4) 指定管理者制度導入について

玉陵及び識名園は、世界遺産に登録されており、遺産の管理団体が那覇市となっているようである。そして、那覇市は、玉陵及び識名園を、世界遺産として国際的に保護、保全することが義務づけられているところから、遺産の管理団体の変更は特別の事情があり、かつ遺産の価値を高めるためのものでなければ認められないようである。現在の那覇市の状況においては、管理団体を変更する特別の事情は見あたらず、指定管理者制度の導入は困難であり、市の直営となっている。

【意見】

指定管理者制度を導入しない理由としてあげられている上記の理由は、十分尊重に値する。世界遺産に登録されているという特殊事情があり、管理者の安易に変更することは慎まなければならないであろう。

また、上記のとおり、玉陵及び識名園は、合計で年間5,000万円以上の入園料等の収入があり、造園や警備のために多額の費用負担を余儀なくされているとしても、平成24年度で年間781万1,686円のマイナスにとどまっている。他施設に比べて入園料等の収入が大きく、施設維持の収支は、比較的健全だといえよう。庭園を有する世界遺産だという性質からすると、造園や警備のためにそれなりの費用を負担することはやむを得ないものと思われ、経費削減も容易ではなかろう。

このようなことからすると、現時点においては、玉陵及び識名園に指定管理者制度を導入することは、妥当ではないと思われる。経費削減を目指すよりも、入園料等の収入を維持、増加させることに留意すべきであろう。

(5) 設置目的について

【意見】

玉陵及び識名園の設置目的は、「市民の観覧に供することにより、市民の文化財に対する理解に資するため」（那覇市玉陵及び識名園条例第1条）であり、市民の利用により市民文化に資することを本来的な目的としている。

しかし、入場者は、市民よりも、県外の観光客の方が圧倒的に多く、上記設置目的にそぐわない現状となっている。

市民向け取組みを行って市民を取り込む工夫が必要であり、設置目的が上記のように市民文化に資することにある以上、より一層市民の利用を促す方策を検討すべきであろう。

また、世界遺産に登録されている特殊事情に鑑みると、対象を市民に限ることの方

が不自然だと言える。条例から「市民」との文言を削除することも検討の余地があるう。



たまうどうん

玉 陵



識名園